

史跡盛岡城跡本丸二階櫓等復元整備基礎調査業務委託

史跡盛岡城跡本丸二階櫓等復元整備基礎調査業務報告書
(概要版)

盛岡市

令和7年3月

目次

第Ⅰ章	はじめに.....	1	3. 建物寸法や柱間寸法の検証：盛岡城本丸二階吹貫居間普請関係資料.....	15	
1.	業務の目的と内容.....	1	4. 建物寸法や柱間寸法の検証：盛岡城御三階（御天守）の高さを記す文献.....	15	
2.	復元設定年代.....	1	5. 1間の寸法に関するその他史料.....	15	
3.	復元検討資料の優先度.....	2	6. 二階櫓の機能や用途.....	15	
4.	盛岡城本丸建物の概要.....	2	7. 部材の太さ.....	19	
5.	盛岡城本丸絵図の変遷.....	2	8. 意匠や構造.....	19	
6.	本丸発掘調査の概要.....	3	9. まとめ.....	19	
7.	まとめ.....	3	第Ⅵ章	盛岡藩に関する現存建造物等の類例（第五条	
第Ⅱ章	二階櫓遺構の発掘調査結果及び現存遺構（第一条件）.....	5	件）.....	20	
1.	本丸南西部二階櫓の概要.....	5	1. 建造物等の類例リスト.....	20	
2.	本丸南西部発掘調査（26・28次）の概要.....	5	2. 彦御蔵.....	20	
3.	まとめ.....	6	3. 御蔵（明治橋際の御蔵）.....	20	
第Ⅲ章	古写真（第二条件）.....	7	4. 新谷番所跡.....	20	
1.	古写真の概要.....	7	5. 原敬生家（柱間寸法等の検討）.....	22	
2.	東京大学史料編纂所による古写真の調査.....	7	6. 光台寺の板戸（柱間寸法等の検討）.....	22	
3.	古写真の解析.....	8	7. 建物装飾・内装具等図版.....	22	
4.	古写真から読み取れる情報.....	10	8. まとめ.....	22	
5.	古写真の撮影高さに関する考察.....	10	第Ⅶ章	他城郭の建造物の類例（第六条）.....	23
6.	復元検討資料としての古写真の取扱い方針.....	10	1. 他城郭の建造物の建立時期に関する前提条件.....	23	
7.	まとめ.....	10	2. 他城郭の建造物の類例の優先度.....	23	
第Ⅳ章	二階櫓遺構以外の盛岡城本丸内の発掘調査結果及び現存遺構（第三条件）.....	12	3. 黒色の外壁に関する類例の確認.....	24	
1.	本丸北東部発掘調査（22次）の概要.....	12	4. まとめ.....	24	
2.	本丸北西部発掘調査（24・25次）の概要.....	12	第Ⅷ章	二階櫓の「柱間基準寸法」及び「建物の高さ寸法」の考察.....	25
3.	本丸南東部発掘調査（41次）の概要.....	12	1. 二階櫓の柱間基準寸法の考察.....	25	
4.	まとめ.....	12	2. 二階櫓の建物の高さ寸法の考察.....	26	
第Ⅴ章	盛岡城に関するその他の史料（第四条件）.....	15	3. まとめ.....	26	
1.	史料からみる二階櫓の変遷.....	15	第Ⅸ章	総括.....	28
2.	建物寸法や柱間寸法の検証：広小路屋敷普請関係資料.....	15			

第1章 はじめに

1. 業務の目的と内容

盛岡市では、平成25年3月に策定した「史跡盛岡城跡整備基本計画」に基づき、江戸時代後期から明治7年(1874)の本丸二階櫓を可能な限り忠実に復元することを目標とし、令和4年度に「史跡盛岡城跡歴史的建造物等復元検討調査」、令和5年度に「史跡盛岡城跡本丸二階櫓等復元基本図作成」及び「史跡盛岡城跡本丸二階櫓古写真解析等」を実施している。また、取組への助言・指導の機会を得るため、毎年盛岡城復元調査アドバイザー指導会議(本章では以降、指導会議と呼ぶ)を実施している。

本業務は、これら過年度の成果、指導会議及び本業務中の指導会議の内容、並びに今日まで収集した史料等をふまえ、将来的な二階櫓の復元考察(復元図作成)のための復元検討資料の整理及び考察を実施することを目的とした。具体的には、発掘調査成果(遺構)、古写真、各種資料(二階櫓の機能や用途、建物寸法や柱間寸法、意匠や構造、部材の太さ等に関するもの)、盛岡藩に関する現存建造物等や他城郭の建造物の類例調査などの復元検討資料の整理を行い、そこから二階櫓

の柱間基準寸法及び建物の高さ寸法の考察を実施した。

また、復元検討資料として選定しなかったものも含めて、これまで収集した資料及び所在把握をした盛岡藩に関わる建造物の一覧を参考資料としてまとめた。

2. 復元設定年代

「史跡盛岡城跡整備基本計画」(平成25年3月)では、石垣の構築が完了し、内曲輪内に配された各施設が機能していた廃城期(幕末～明治7年(1874)以前)を史跡盛岡城跡の保存整備において概ね基準とすべき年代として設定している。廃城期の復元根拠資料として、二階櫓の外観が写っている明治初期に撮影された「盛岡城古写真」(Fig.I.2)がある。また、本丸内の建物配置や諸室の間取りを記した本丸絵図の最終段階(VI期)に該当する「盛岡城本丸図」(Fig.I.3)には文久年間(1861～1864)の二階櫓の平面図が描かれている。なお、二階櫓は明治7年(1874)に城内建物とともに解体、払下げとなっている。

これらのことから、二階櫓の復元設定年代は、文久年間(1861～1864)から明治7年(1874)以前とした。

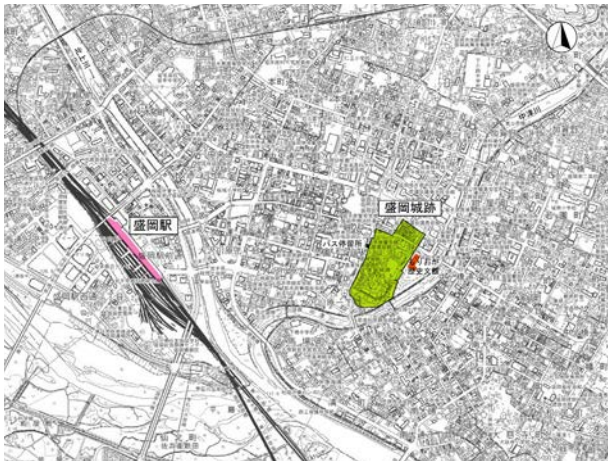


Fig.I.1 盛岡城跡周辺地図(緑色が史跡盛岡城跡)

注: 本報告書では、以下のように用語を定義する。

復元検討資料: 復元根拠となる可能性のある資料(今後発見される資料を含む)。

復元根拠資料: 復元検討資料のうち、復元根拠として使用する資料(今後発見される資料を含む)。



Fig.I.2 V期-2「盛岡城本丸図」(もりおか歴史文化館収蔵)



Fig.I.3 「盛岡城古写真」(清養院所蔵)

3. 復元検討資料の優先度

二階櫓の復元検討においては、復元根拠として採用する優先順位を設定した **Table.I.1**。最も優先されるのは、第一条件「二階櫓遺構の発掘調査結果及び現存遺構」、次いで、第二条件の「古写真」、第三条件の「二階櫓遺構以外の盛岡城本丸内の発掘調査結果及び現存遺構」が続く。さらに、第四条件として「盛岡城に関するその他の史料」（建物寸法、機能、意匠など）、第五条件として「盛岡藩の現存建造物等の類例」、第六条件として「他城郭の建造物の類例」（復元建造物を除く）が続く。

4. 盛岡城本丸建物の概要

盛岡城は江戸時代を通じて盛岡藩南部家の居城となった近世城郭で、現在は盛岡城跡公園（岩手公園）として親しまれている。

盛岡城は本丸を中心とした城づくりが行われ、本丸には南部家における政治、藩主の居住といった、近世城郭が本来持つ機能が集約されていた。往時の本丸にはひしめくように建物が立ち並び、その四隅には櫓が存在していた。本丸御殿や櫓は寛永13年（1636）の本丸炎上による焼失・再建を経て、その時々藩主の意向などにより新築及び増改築で姿を変えながら、幕末・明治初期までその役割を担い続けていた。明治元年（1868）、盛岡藩が戊辰戦争に敗北した結果、盛岡城は明治政府の直轄地となり、兵部省が管轄した。明治3年（1870）の廃藩後は城内の中ノ丸に盛岡県庁が置かれたが、明治4年（1871）11月にその機能は旧広小路御殿に移転し、城内は空き家同然となった。明治5年（1872）2月には陸軍省東北鎮台の所管となっ

たが、明治7年（1874）の払下げにより城内建物は解体され、近世以来の威容は失われた。

城内の構成は、日常的に老中らが詰める建物や藩主や家臣が藩政に関わる諸事を司り、また藩主の身の周りを世話する小納戸衆が控える建物などが配置された御側（本丸の北半分）と、藩主や側室、子女など一部の南部家一族の居住空間などの建物が配置された奥（大奥）（本丸の南半分）からなる **Fig.I.4**。御側と奥は「御鈴之間、御鈴口、御錠口」（時期により呼称が異なる）で接続され、出入りが厳重に制限されていた。

5. 盛岡城本丸絵図の変遷

盛岡城本丸の平面図は、複数の絵図に描かれており、その作成年代によって建物配置や形状などに相違が確認される。既知の最古の絵図である宝永期（1704-

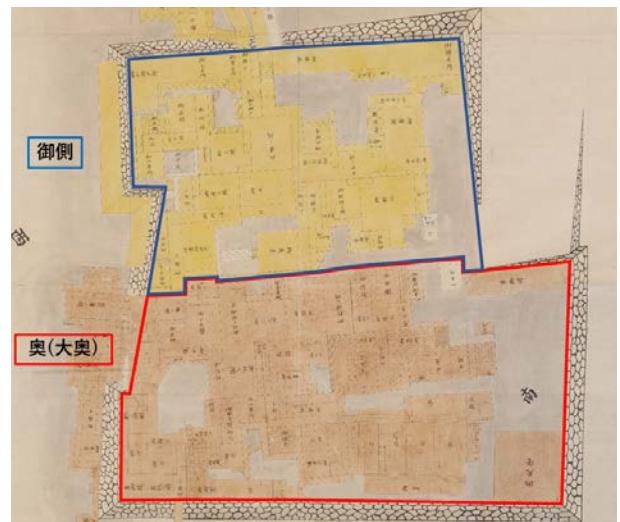


Fig.I.4 本丸の機能区分（「盛岡城明細図」（もりおか歴史文化館収蔵）に加筆）

Table.I.1 資料の優先順位

条件	項目	概要
第一条件	二階櫓遺構の発掘調査結果及び現存遺構	第一条件に該当するものとして、本資料の第II章では、二階櫓遺構の発掘調査及び現存遺構の検証結果についてまとめる。
第二条件	古写真	第二条件に該当するものとして、本資料の第III章では、二階櫓に関する古写真から読み取れる情報についてまとめる。
第三条件	二階櫓遺構以外の盛岡城本丸内の発掘調査結果及び現存遺構	第三条件に該当するものとして、本資料の第IV章では、二階櫓遺構以外の盛岡城本丸内でこれまでに実施された発掘調査及び現存遺構についてまとめる。
第四条件	盛岡城に関するその他の史料	第四条件に該当するものとして、本資料の第V章では、建物寸法や柱間寸法、二階櫓の機能や用途、部材の太さ、意匠や構造に関する情報をもつ盛岡城に関するその他（第一条件から第三条件以外）の史料についてまとめる。建物寸法や柱間寸法については各史料の検証結果をまとめる。
第五条件	盛岡藩の現存建造物等の類例	第五条件に該当するものとして、本資料の第VI章では、盛岡藩に関する現存建造物及び建物装飾・内装具等の類例についてまとめる。
第六条件	他城郭の建造物の類例	第六条件に該当するものとして、本資料の第VII章では、他城郭の建造物（復元建造物を除く）の類例についてまとめる。

1711) 頃の「盛岡城内建物図」から江戸時代後期にかけては、複数の絵図が存在し、I期からVI期に分けられる (Table.I.2 Fig.I.5 Fig.I.6)。これらの絵図は、絵図の正確性や描かれている範囲には注意する必要があるが、二階櫓を含む本丸全体の変遷過程を把握し、復元する年代の建物の配置や形状を特定するための重要な資料となる。

6. 本丸発掘調査の概要

盛岡城本丸では、これまで二階櫓跡の調査 (26・28次) 以外にも、本丸北東部 (22次)、本丸北西部 (24・25次)、本丸南東部 (41次) などの発掘調査が実施されている (Table.I.3 Fig.I.7)。これらの調査では、石垣、礎石建物跡、様々な遺構が確認されており、二階櫓をはじめとして、本丸全体の建物配置、築造過程を理解するための基礎資料となる。

7. まとめ

復元検討資料を復元根拠となりうる資料と定義した。復元検討資料には6段階の優先度を設定し、復元設定年代は、文久年間(1861～1864)から明治7年(1874)以前と定めた。そのほか、本丸内の建物概要、本丸絵図の変遷、本丸発掘調査成果の概要を整理した。

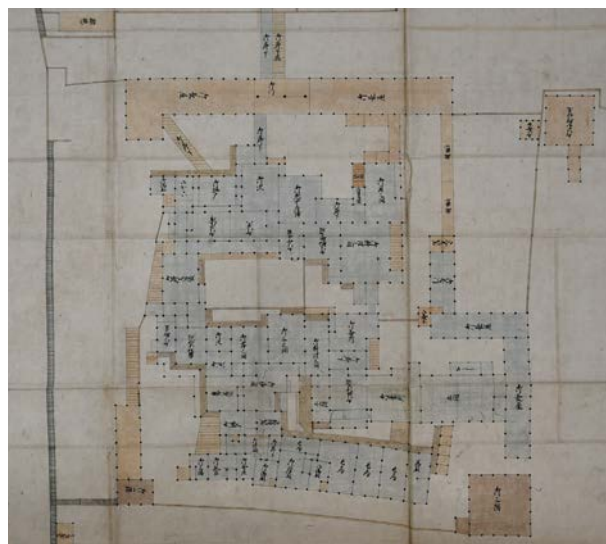


Fig.I.5 I期 「盛岡城内建物図 (盛岡御城大絵図)」 (もりおか歴史文化館収蔵)



Fig.I.6 VI期 2 「盛岡城本丸建物平面図」 (もりおか歴史文化館収蔵)

Table.I.2 盛岡城本丸絵図の変遷

区分	絵図名	概要
I期	「盛岡城内建物図 (盛岡御城大絵図)」	既知史料では最古の絵図。作成年代は江戸時代中期 (宝永期) で、その下限は宝永6年 (1709) 頃。南部家伝来の清絵図。
II期	「盛岡城本丸建物平面図」	江戸時代後期の初めての絵図。作成年代は文化13年 (1816) 頃で、南部家に伝来したもの。
III期	「盛岡城本丸南西一階・二階平面図」など4点	江戸時代後期 (文政～天保年間) の絵図で、順に4段階の変遷が確認できる。III期-1は「盛岡城本丸南西一階・二階平面図」 (大工の末裔が所蔵する下図か控図か計画図の可能性、作成年代は文政8年 (1825) 頃)、III期-2は「盛岡城本丸北西平面図」 (近習頭の末裔が所蔵、作成年代は文政12年 (1829))、III期-3は「盛岡城本丸平面図」 (南部家に伝来した絵図で家老か奉行職が所持した写図の可能性、作成年代は天保13年 (1842) 以前)、III期-4は「被仰出留」の挿図に描かれていた本丸南西部の「櫓」「次」「櫓之間」 (作成年代は天保13年 (1842) 12月13日)。
IV期	「盛岡城本丸・二ノ丸建物平面図」など4点	江戸時代末期で、作成年代は嘉永4年 (1851) 以前。各史料に年代差はないとみられる。IV期1は「盛岡城本丸・二ノ丸建物平面図」 (南部家に伝来したもの、もりおか歴史文化館収蔵)。これとほぼ同一構図のIV期2 (個人蔵) とIV期3 (個人蔵)。IV期4は「盛岡城明細図」 (IV期1～3にみられる本丸御殿二階、新御殿二階及び中二階の掛紙が欠失、もりおか歴史文化館収蔵)。
V期	「霊承院様御代大奥御住居図」など2点	江戸時代末期 (安政～文久年間) で、2段階の変遷が確認できる。V期-1は「霊承院様御代大奥御住居図」 (竣工後の写図だが部屋名の誤記が多い、作成の経緯不明、作成年代は南部利済死去の安政2年 (1855) から文久2年 (1862))、V期-2は「盛岡城本丸図」 (南部家に伝来した携帯用と思われる清図で竣工図の可能性あり、作成年代は安政3年 (1856) から文久2年 (1862))。
VI期	「盛岡城本丸図」など3点	江戸時代末期 (文久3年 (1863) 以降) で、各史料に年代差はないとみられる。本丸奥 (大奥) 部分だけの構図で、同じ書体で描かれた絵図。VI期1は「盛岡城本丸図」、VI期2は「盛岡城本丸建物平面図」 (VI期2には朱書きの注釈が表記されている)、VI期3は個人蔵の絵図 (VI期2と同じ縮尺で朱書きの注釈あり)。ともに同じ構図で南部家に伝来した清図、VI期1はVI期2に比べて縮尺されており、VI期2と3は控図。

Table.I.3 本丸における発掘調査実績

年度	回数	調査地点	調査原因	面積 (㎡)	調査期間	主な検出遺構等
平成3 (1991)	20	本丸北東部	石垣修復	140.0	11/12~12/11	本丸二ノ丸間の掘切、冠木門跡
平成5 (1993)	22	本丸北東部	石垣修復	489.0	9/28~12/1	隔櫓台、御殿礎石、築城期石垣ほか
平成6 (1994)	22補	本丸北東部	石垣修復	79.0	3/25~3/30	門跡、土坑、不來城期堀ほか
平成8 (1996)	24	本丸北西部	石垣修復	316.0	10/1~12/10	小納戸櫓台、本丸御殿礎石、築城当初石垣、土坑ほか
	25					
平成10 (1998)	26	本丸北西・南西部	石垣修復	186.0	9/17~11/25	二階櫓台、本丸御殿礎石、石土居ほか
平成11 (1999)	28	本丸南西部	石垣修復	192.0	11/15~12/28	築城当初石垣ほか
平成12 (2000)	30	本丸南西部	石垣修復	330.0	8/4~10/13	築城当初石垣、門跡、土坑ほか
令和元 (2019)	40	本丸天守	遺構確認	176.4	9/5~11/29	本丸天守跡及び天守台石垣の確認調査
令和2 (2020)	41	本丸長局	遺構確認	159.8	7/29~10/30	本丸御殿内の長局礎石・根石などを確認
令和3 (2021)	40補	本丸天守台	遺構確認	(176.4)	11/18~12/9	江戸期の天守台天端石・明治期の天端石、栗石層を確認
	43	本丸南辺石土居	遺構確認	69.0	11/18~12/9	江戸期石土居根石、本丸南面石垣栗石を確認
令和4 (2022)	44	本丸南東部及び南西部の一部	遺構確認	204.1	8/29~12/15	江戸期~明治期の礎石、天守台・石土居の根固石
令和5 (2023)	45	本丸南西部	遺構確認	79.1	8/22~9/8	御殿礎石、本丸南面石垣栗石を確認
計				2,420.4		

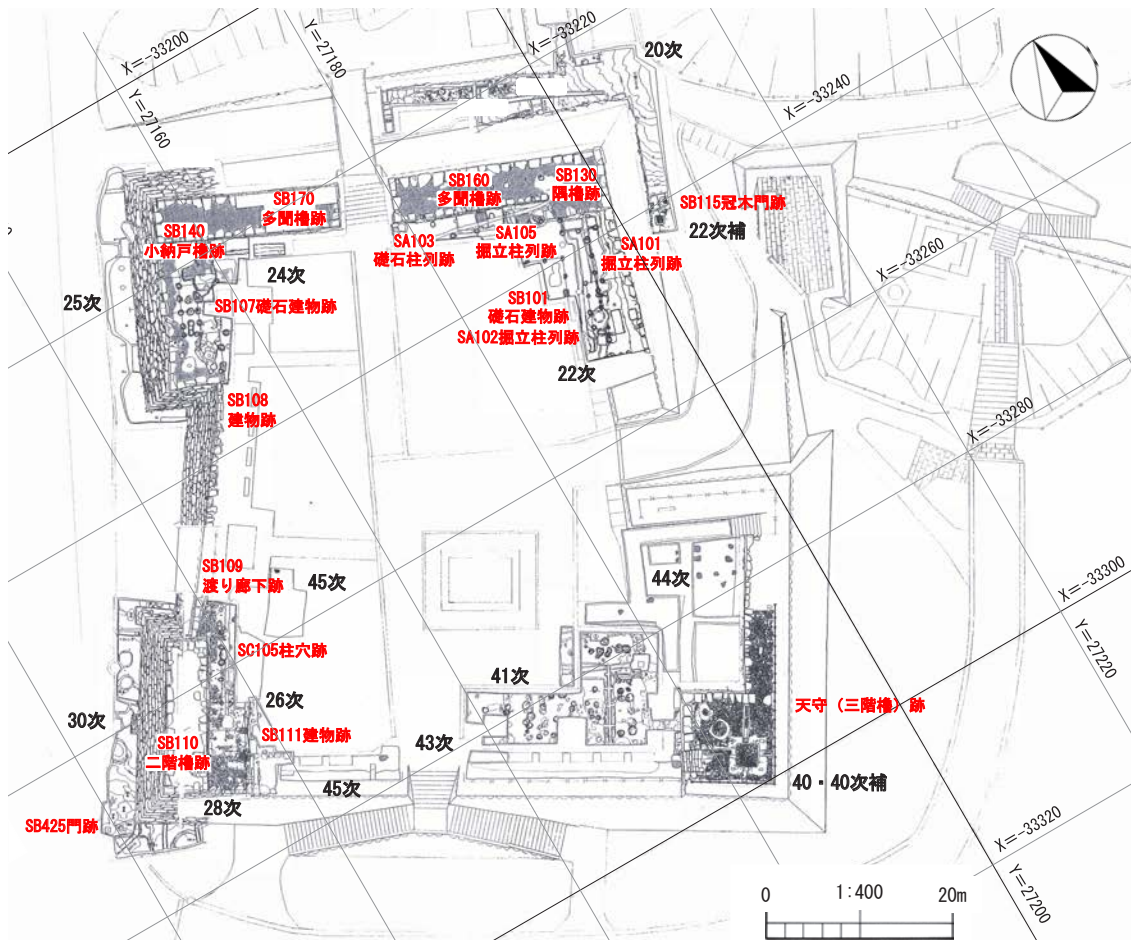


Fig.I.7 本丸発掘調査全体図

第II章

二階櫓遺構の発掘調査結果及び現存遺構

(第一条件)

1. 本丸南西部二階櫓の概要

本丸南西部に位置する二階櫓 (Fig.II.1 Fig.II.2) は、盛岡城における重要な構成要素の一つであると位置づけられている。その詳細な創建時期は明らかではないが、寛永13年(1636)に焼失し、延宝3年(1675)に再建された。明治7年(1874)の城内建物払下げにより解体され、現在は櫓台のみが残存する (Table.II.1)。二階櫓の櫓台は、明治39年(1906)の岩手公園整備で一部改変されたが、平成期の石垣修復工事では、発掘調査の成果に基づき一部復元された。

今後、発掘調査や古写真、文献資料などを総合的に検討することにより、その構造や意匠の変遷を明らかにする必要がある。

2. 本丸南西部発掘調査(26・28次)の概要

本丸南西部において実施された第26次・28次発掘調査は、二階櫓跡の範囲とその構造を明らかにする重要な調査であった。調査は平成10年～平成11年にかけて行われ、SB110二階櫓跡、SB109渡り廊下跡、SB111建物跡、SF100石土居跡、SD110溝跡、SJ102排水口、その他の柱穴や礎石抜取痕跡などを確認した (Fig.II.3 Fig.II.4)。また、遺物として赤瓦が多く出土しており、二階櫓の屋根瓦を考察する上で重要な手がかりとなる。今後は、出土遺物の詳細な分析を進め、遺構との関連性をより深く検討する必要がある。

Table.II.1 二階櫓及び櫓台関連年表

年号	西暦	出来事	出典
元和3-5年		現在の本丸・二ノ丸東側プランに石垣が構築される	
寛永13年	1636	9月29日、盛岡城本丸炎上	①
寛文13年	1673	5月11日、先年の焼失に伴う本丸三階櫓、二階櫓再建、新川掘普請、舟入場の石垣修復を願ひ出る	②
		5月21日、本丸三階櫓、二階櫓再建、新川掘普請、舟入場の石垣修復許可	③④
延宝2年	1674	3月25日、本丸三階櫓再建にあたり、普請奉行任命	④⑤
延宝3年	1675	閏4月20日、「瀬戸瓦」の契約成立する	④⑤
		7月8日、二階櫓普請奉行任命	④⑤
		7月17日、二階櫓工事着手	④⑤
延宝5年	1677	8月20日、東福寺供養法祈禱	⑤
元禄14年	1701	4月24日、昨夜子ノ中刻強地震	⑤
元禄16年	1703	9月19日、本丸・二ノ丸・三ノ丸等の石垣11箇所の修復普請を願ひ出る	⑥
		9月29日、本丸・二ノ丸・三ノ丸等の石垣11箇所の修復普請願が許可(10月11日条)	⑥
宝永2年	1705	5月1日、二階櫓・車門・石垣修復について、幕府に願ひ出る(閏4月29日条)	⑤⑦
		6月21日、二階櫓・車門・石垣の修復普請願が許可。建物は翌取(7月1日条)	⑤
宝永3年	1706	3月3日、本丸石垣の修繕の奉行任命。その後、廊下・二階櫓取崩	④⑤
		3月22日、二階櫓畳み立直し	⑤
宝永4年	1707	2月12日、本丸二階櫓石垣修復の石材を、本町裏の場から採取するよう指示	⑤
		2月19日、石垣並びに二階櫓の普請取り付け	⑤
		5月28日、二階櫓普請下奉行任命	⑤
		9月13日、石垣修復完了後、当年不作のために石垣普請の打切りが決定	④⑤
宝永6年	1709	5月1日、永福寺護摩執行	⑤
享保8年	1723	5月3日、本丸普請について、来年の三階櫓二階櫓の修繕で完了させる旨申渡し	⑤
天保13年	1842	12月13日、大奥向修繕で櫓之間、同御次が完成	⑧
文久2年	1862	11月5日、櫓之間を竹之間とする	⑧
慶応2年	1866	12月20日、竹之間を櫓之間とする	⑧
明治7年	1874	払下げにより解体撤去	
明治39年	1906	公園整備により櫓台突出部分(「泉殿之間」)の撤去、石段設置	
平成16年	2004	石垣修復工事に伴う発掘調査成果を基に石段撤去、櫓台突出部分を復元	

出典 ①金沢市立玉川図書館近世史料館(加島能文庫)所蔵「盛岡城之絵図」 ⑤もりおか歴史文化館収蔵「盛岡藩家老席日記 雑書」
 ②東北大学附属図書館所蔵「南部盛岡城図」 ⑥もりおか歴史文化館収蔵「南部信忠盛岡城修繕許可願(補修箇所)・控」
 ③もりおか歴史文化館収蔵「南部重信江戸幕府老中盛岡城普請許可書」 ⑦もりおか歴史文化館収蔵「盛岡城本丸ノ丸図」
 ④もりおか歴史文化館収蔵「御城廻御修繕」 ⑧もりおか歴史文化館収蔵「盛岡藩家老席日記 雑書」



Fig.II.1 二階櫓跡及び櫓台の現況(淡路丸(南西から))



Fig.II.2 二階櫓跡及び櫓台の現況(本丸内(北東から))

3. まとめ

二階櫓跡の発掘調査結果と現存遺構について整理した。発掘調査では、二階櫓の礎石や柱穴は明治期の改変で失われていたが、櫓台の現況や根石抜取穴、渡り廊下跡と考えられる遺構 (SB109)、廊下等の建物跡と考えられる遺構 (SB111)、本丸南辺の石土居跡 (SF100) などが確認されている。絵図と遺構には一致する部分もみられるが、礎石や抜取痕の解釈やその部分の絵図との正確な照合などについては、検出された各遺構の時期の特定も含めて、さらなる検証が必要である。また、復元にあたっては、明治期の改変や平成期に復元された石垣の取扱い方針の検討も必要である。



Fig.II.3 本丸南西部発掘調査状況 (写真左上から時計回りに、SB110 二階櫓跡南半部 (北東から)、同左北半部 (南西から)、SB109 渡り廊下跡及び柱穴群 (西から)、SF100 石土居跡及び SJ102 排水口 (北東から))

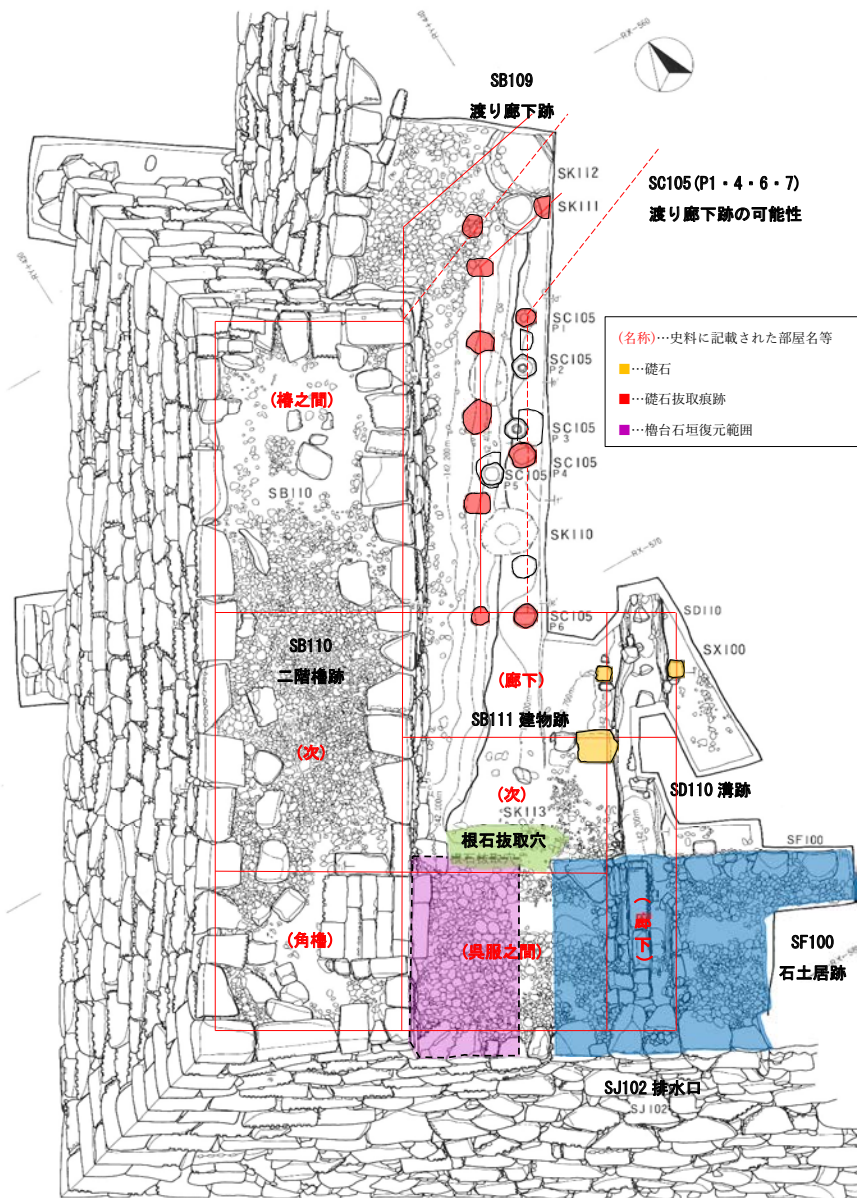


Fig.II.4 本丸南西部調査区全体図 (盛岡市教育委員会 2008 「史跡盛岡城跡Ⅱ - 第2期保存整備事業報告書一」 に加筆)

第三章 古写真 (第二条件)

1. 古写真の概要

盛岡城の古写真は、明治初期に撮影されたと考えられるものが現存しており、失われた本丸や二階櫓などの建造物の外観を記録した貴重な資料である Fig.III.1 Fig.III.2 Fig.III.3。これらの写真は、菜園方面からの遠景を捉えたもので、建物全体のシルエットや周囲の景観を知ることができる。鶏卵紙に印刷された古いものや、複写ネガからゼラチンシルバープリントに印刷されたものなど、いくつかの形態が存在しており、所蔵先は、個人、清養院、盛岡市先人記念館である Table.III.1。



Fig.III.1
①「盛岡城古写真」(清養院所蔵)



Fig.III.2
②「盛岡城古写真」(盛岡市先人記念館所蔵)



Fig.III.3
③「盛岡城古写真ガラス乾板」(個人蔵)

2. 東京大学史料編纂所による古写真の調査

東京大学史料編纂所による古写真の調査では、①と②は複写ネガから印刷したもの（印刷した写真を新たに撮影して制作したもの）、③は複写ネガであると判断された。また、①～③のいずれも櫓を設置する等の高

Table.III.1 盛岡城古写真一覧

番号	種別	資料名	資料番号等	年代	寸法 (cm)	概要等	所蔵先
①	写真	盛岡城古写真		明治40年代～大正期	画像：縦 7.0 × 横 10.4	菜園方面より本丸・淡路丸の西側を撮影した写真を、新たに撮影して制作した複写ネガからゼラチンシルバープリントに印刷したもの。本丸等の建物群を中心にトリミングしている。明治40年代～大正期に印刷されたと考えられる。	清養院
②	写真	盛岡城古写真	A-2133	明治期	台紙：縦 9.6 × 横 15.2 画像：縦 5.7 × 横 12.0	菜園方面より本丸・淡路丸の西側を撮影した写真を、新たに撮影して制作した複写ネガから鶏卵紙に印刷したもの。鶏卵紙を使用しており、清養院所蔵より古い。画像は吹上三社周辺部まで入っており、オリジナルに近い大きさである。左下に原板の端を示すエッジがある。裏面には写真店のスタンプ「陸中盛岡 一心亭」がある。一心亭は明治8年(1875)開業。	盛岡市先人記念館
③	ガラス乾板	盛岡城古写真 ガラス乾板		明治期	ガラス板：縦 8.2 × 横 10.7 × 厚さ 0.1 画像：縦 8.1 × 横 10.7	菜園方面より本丸・淡路丸の西側を撮影した写真を、新たに撮影して制作した複写ネガ。先人記念館所蔵と比較して、天地が広く、左右が切られている。	個人

所からの撮影ではなく、当時の地表面から撮影したものであると考えられると指摘された。

3. 古写真の解析

古写真の解析では、まず写真に写る不動点（現在も位置が変わらないと考えられる場所）の座標値を特定し、専用の解析プログラムを用いて、画像内の不動点の位置と実際の空間座標から、推定される撮影位置と撮影角度を算出する（Fig.III.4 Fig.III.5）。この情報を基に、当時の周辺地形や写真の写りを検証し、解析結果の妥

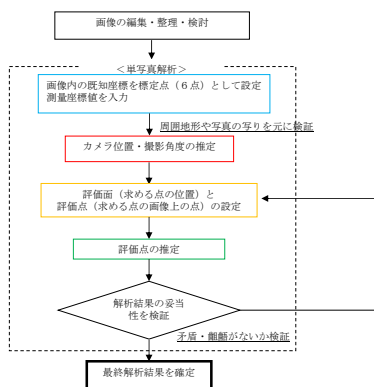


Fig.III.4 古写真解析のワークフロー

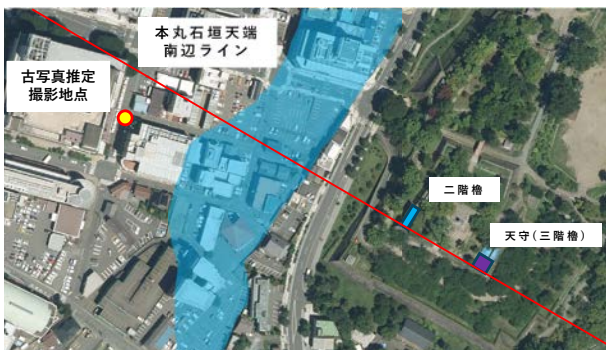


Fig.III.5 古写真推定撮影地点

Table.III.2 計測値一覧表

No.	計測箇所	CAD計測	補正1.078
1	①-② 北側続檜 瓦の下端部まで	2.923	3.151
2	①-③ 北側続檜 瓦の上端部まで	4.227	4.557
3	①-④ 二階檜 登り裏甲のトップ下端まで	6.852	7.386
4	①-⑤ 二階 瓦の下端部まで	5.338	5.754
5	①-⑥ 二階 瓦の上端部まで	6.048	6.520
6	①-⑦ 六葉の中心まで	6.505	7.012
7	①-⑧ 鯨のトップまで	8.093	8.724
8	①-⑨ 二階 長押の下端まで	4.899	5.281
9	①-⑩ 一階 瓦の下端部まで	2.850	3.072
10	①-⑪ 窓開口部の上端まで	1.909	2.058
11	①-⑫ 一階 瓦の上端部まで	3.455	3.724
12	⑬-⑭ 北側続檜屋根棟端部～二階柱芯	7.979	8.601
13	⑭-⑮ 北側続檜屋根軒先端部(推定)～二階柱芯	10.620	11.448
14	⑯-⑰ 二階屋根北隅～南隅	5.456	5.882
15	⑱-⑲ 壁の内々寸法	0.947	1.021
16	⑳-㉑ 一階南壁面～一階屋根南隅	0.810	0.873
17	㉒-㉓ 壁の寸法	0.989	1.066

当性を評価する。これまで二階檜の古写真については、令和4～6年度にかけて解析が行われてきた。

ここでは、令和6年度の計測値一覧表（Table.III.2）と計測箇所図（Fig.III.6）、令和5年度成果品の基本図との照合図（Fig.III.7）を掲載する。この基本図のベースは、柱間1間（1間は6.5尺と想定）を物差しとした古写真の測定により作図された令和4年度成果品であり、基本図の赤字寸法は令和5年度の解析結果である。なお、令和5年度の解析結果では1間は6.6尺となっている。

今回、令和5年度の基本図に追記した内容は、下記のとおりである。

- ・「橙色の線」は、CAD上での計測による各所の位置
- ・「青色の線」は、橙色の線の寸法線及び柱間を6.3尺とした場合の柱芯とその寸法線（これらの寸法値は黒色表記）

また、本年度の計測値に関する所見を下記に記載する。

- ・基本図と比較する限りでは、二階檜の高さ方向については、妥当な寸法であると考えられる。
- ・鯨単体の高さは3尺～4尺程度になり、妥当な寸法であると考えられる。
- ・基本図と比較する限りでは、北側続檜の屋根の軒先（No.1）と棟下部（No.2）の高さについても妥当な寸法であると考えられる。ただし、その高さは基本図より低いため、屋根勾配はより緩くなると考えられる。なお、瓦葺きとして適した屋根勾配かどうかの判断には、実際の設計が必要となる。
- ・基本図（柱間6.5尺）や柱間6.3尺の柱芯の線と比較した場合、北側続檜の水平方向の寸法が不足しており、軒先端部（No.13）が水平方向に少なくとも1m程度長い必要があると考えられる（柱間6.3尺の場合も同様）。また、棟部端部（No.12）については、入母屋根の場合、軒先端部との水平距離が離れすぎていると考えられる。寄棟屋根の場合は、軒先端部との水平距離は妥当であり、軒先端部と同様に1m程度長い必要があると考えられる。

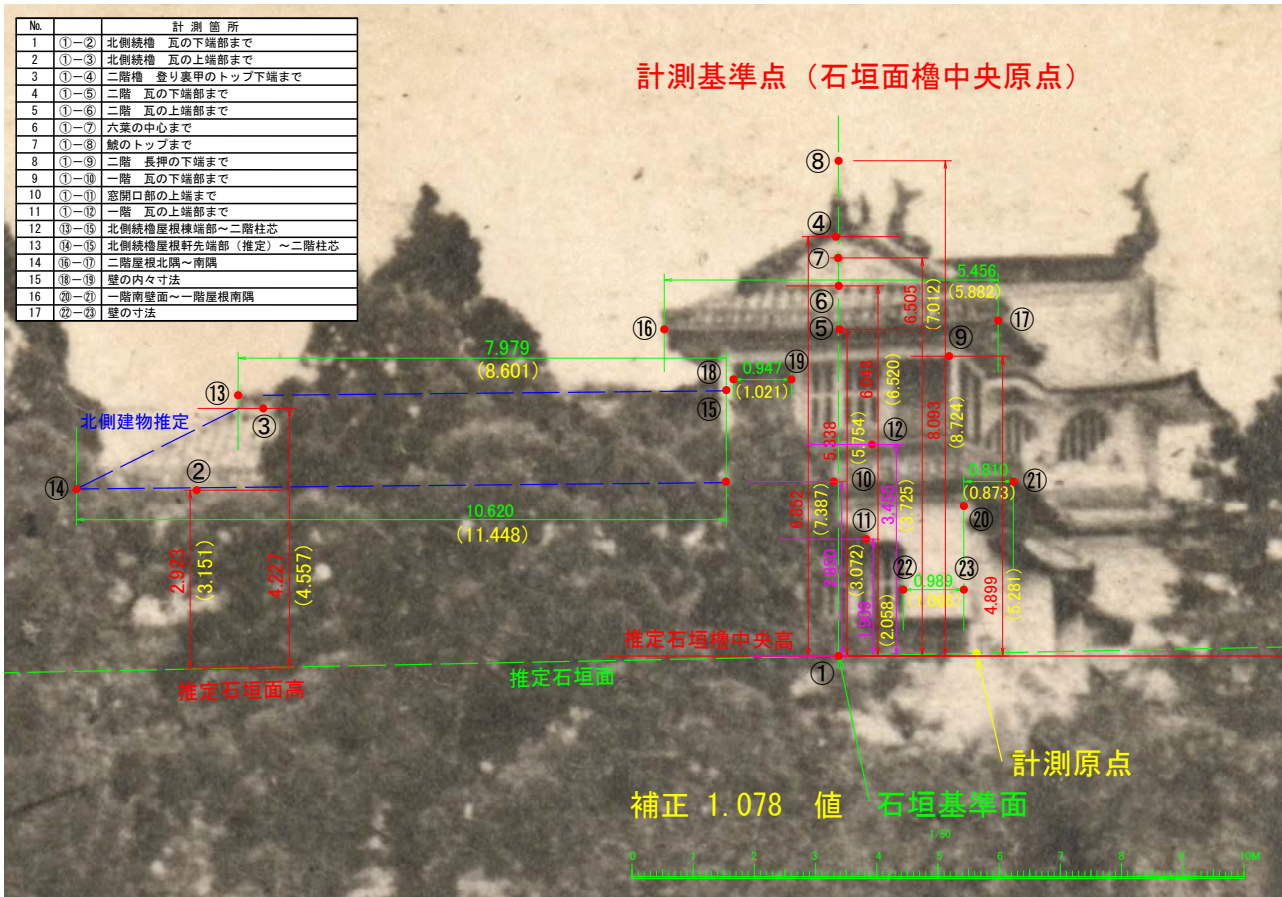


Fig.III.6 計測箇所図

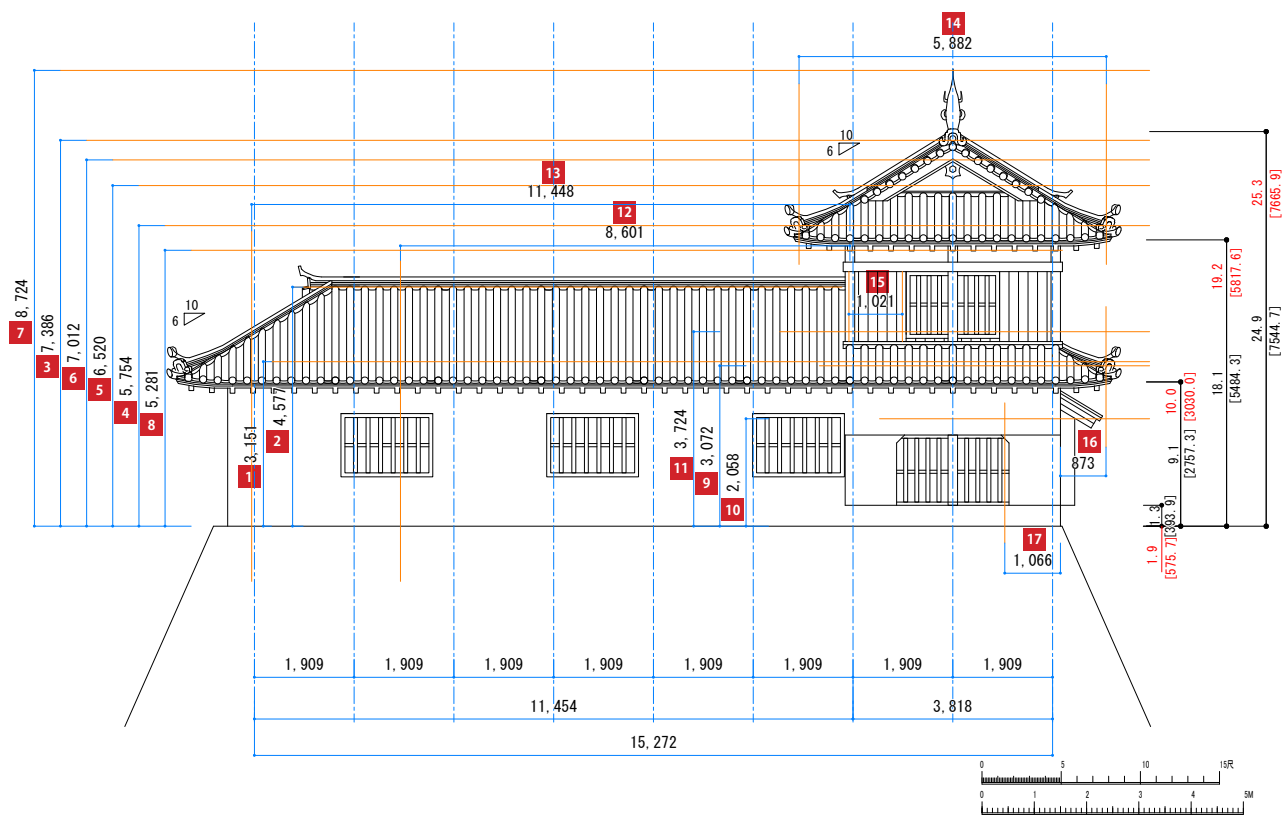


Fig.III.7 古写真解析と基本図（西側立面図）の照合図（図中の赤囲み文字は「計測値一覧表」のNo. に該当する）

4. 古写真から読み取れる情報

古写真から読み取れる情報について、表と図にまとめた Table.III.3 Fig.III.8 Fig.III.9。当該表の保留対象欄に＊印のあるものは今後さらなる検討が必要な事項である。

5. 古写真の撮影高さに関する考察

現在確認されている古写真は、菜園方面からの撮影とされるが、坂下門を見下ろすような構図の写真は、地上よりもやや高い位置から撮影されたものではないかと考えられる Fig.III.10。藩政期には御菜園場に馬見所や茶屋などの建物が存在したとされ、これらの建物が撮影地点として利用された可能性も考えられる。

6. 復元検討資料としての古写真の取扱い方針

東京大学史料編纂所による古写真の調査結果により、本古写真は、オリジナルの情報が増減し、サイズに変更が生じる複写作業が行われているものであることが分かった。また、令和4年度に古写真解析を行った業者によると、古写真解析は、推定を幾重にも積み重ねて解析する方法であるため、オリジナル原板からの印刷ではなく、複写を繰り返したプリント写真1枚による寸法値の断定は難しいということである。これらのことから、今回解析した古写真については、建物等の外観の観察には有効な資料であるが、その解析により算出した寸法については参考値であることに留意する必要がある。ただし、現時点においては、二階櫓の高さを推定する上で、最も有効な資料である。

7. まとめ

これまでに行われてきた古写真調査や解析について整理をし、さらに、古写真から読み取れる情報の整理、古写真の撮影高さに関する考察を行い、復元検討資料としての古写真の取扱い方針を定めた。

古写真から読み取れる情報について、今回保留とした事項は他城郭の類例等を参考にしてさらなる検証を進めていく必要があると考える。また、今後の検討にあたっては、建物の3Dモデル等で古写真の写り方（影等）との比較をしていく方法等も有効である。特に、外観意匠は復元において非常に重要であることから、総合的な判断による慎重な検討が必要となる。

復元検討資料としての古写真の取扱いについては、古写真に写る建物等の外観の参照資料としては有効であるが、今回の解析で算出した寸法は参考値として扱

う方針とした。ただし、現時点では、この資料が二階櫓の高さを推定する上で、最も有効な資料である。なお、他の写真の発見があれば、古写真解析により算出した値の精度が向上する可能性がある。

Table.III.3 古写真から読み取れる情報一覧

番号	部位名称等	読み取れる内容	保留対象
1	鯨瓦	鯨瓦	
2	二階 屋根	入母屋、本瓦葺	
3	二階 登り裏甲?	黒色?	*
4	二階 破風	白漆喰塗籠	
5	二階 妻壁	白漆喰塗籠	
6	二階 懸魚?	黒色?	*
7	二階 雪止め又は屋根足場?	ヨコ部材と等間隔のタテ部材から構成?	*
8	二階 軒裏	不明	*
9	二階 長押上部壁	黒漆喰もしくは板壁?	*
10	二階 長押	白漆喰塗籠	
11	二階 柱	白漆喰塗籠	
12	二階 窓方立?	白漆喰塗籠	*
13	二階 窓格子	白漆喰塗籠、半間縦3本?、横1本	*
14	二階 窓片引き建具?	土戸(白漆喰塗)	*
15	二階 壁	黒漆喰又は板壁?	*
16	二階 南面壁	西面と同じ?	*
17	二階 壁下部	不明	*
18	一階 屋根	本瓦葺?	*
19	一階 軒裏	不明	*
20	一階 壁	白漆喰塗籠	
21	一階 隅切洞火灯窓	白漆喰塗籠、格子縦3本?、横1本	*
22	一階 窓?	白漆喰塗籠、出窓?格子付?小庇付	*
23	一階 壁下部	板壁(下見板?)	*
24	一階 東側統櫓部	屋根、壁など不明	*
25	昇降用通路用出入口	観音扉(白漆喰塗籠)?	*
26	石垣上端	23「一階 壁下部」の下端?	*
27	一階 北側統櫓 屋根	入母屋又は寄棟?、本瓦葺、大棟	*
28	一階 北側統櫓 壁	不明	*

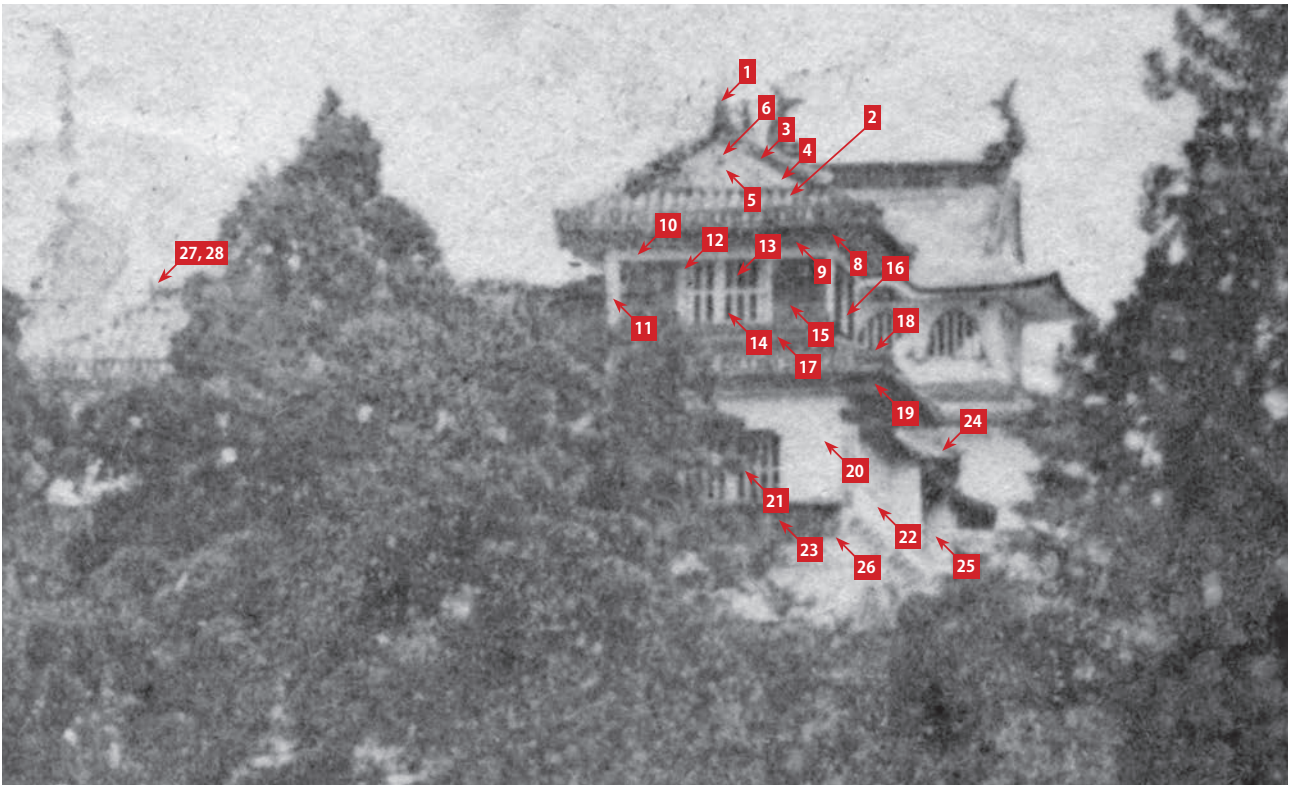


Fig.III.8 「盛岡城古写真」(盛岡市先人記念館所蔵)(掲載にあたってグレースケール化している)



Fig.III.9 「盛岡城古写真」(清養院所蔵)の屋根部分(掲載にあたってグレースケール化して切り抜いている)

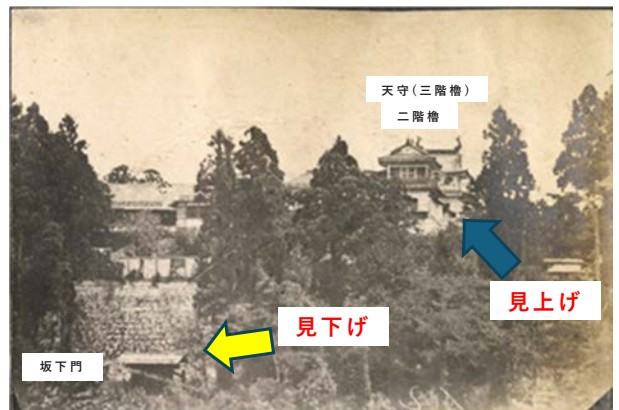


Fig.III.10 古写真内の見上げと見下げの部分

第Ⅳ章

二階櫓遺構以外の盛岡城本丸内の発掘調査結果及び現存遺構

(第三条件)

1. 本丸北東部発掘調査(22次)の概要

第22次発掘調査は、平成5年(1993)に実施された。この調査では、隅櫓跡(SB130)、多間櫓跡(SB160)、礎石柱列跡(SA103)、掘立柱列跡(SA105)、礎石建物跡(SB101)などが確認された Fig.IV.1 Fig.IV.2。このうち、礎石建物(SB101)の礎石5石の柱間寸法は6.3尺であった。絵図との対照による変遷等の検討も行ったが、本丸北東部の隅櫓跡(SB130)と多間櫓跡(SB160)両櫓の礎石列の食い違いは、建築時期や建て替え時期の違いによることが推定されるものの、明確な理由は判明していない。

2. 本丸北西部発掘調査(24・25次)の概要

第24次・25次発掘調査は、平成8年(1996)に実施された。この調査では、小納戸櫓跡(SB140)、多間櫓跡(SB170)、礎石建物跡(SB107)、建物跡(SB108)などが確認された Fig.IV.3 Fig.IV.4。小納戸櫓台は明治期の公園造成で攪乱されていることが明らかになった。また、西辺中央部の石垣上に張り出した懸造の建物跡(SB108)は、盛岡城の4期または5期の建物と推定されているが、絵図では確認されていない。石垣面に対応する柱がない根太据方の位置から、本丸御殿と新御殿を接続するための根太据方である可能性がある。

3. 本丸南東部発掘調査(41次)の概要

第41次発掘調査は、令和2年(2020)に実施された。この調査では、建物の礎石掘方63口、溝跡7条、土坑3基などが確認された Fig.IV.5 Fig.IV.6。

調査区東では近代以降の溝跡が直交しており、その位置から北側が奥(大奥)専用の台所などがある建物範囲、南側が長局の建物範囲と推定されている。遺構面は比較的良好に残されていたが、建物の礎石は建物

解体時または廃絶後に動かされている箇所が確認された。絵図による長局周辺の変遷を見ると、時期によって建物の配置や部屋の区画、付属する湯殿や厠の位置などが変化していることがわかり、遺構との対応関係についてはさらなる検証が必要である。

4. まとめ

二階櫓遺構以外の盛岡城本丸内で実施された発掘調査結果と現存遺構について整理した。発掘調査において、本丸北東部では隅櫓跡(SB130)と多間櫓跡(SB160)の礎石や礎石抜取痕跡、本丸御殿(御側)の北東隅にあたる礎石建物跡(SB101)が確認された。北西部では、小納戸櫓跡(SB140)と多間櫓跡(SB170)の遺構が確認され、小納戸櫓跡の南では、本丸御殿の北西隅にあたる礎石建物跡(SB107)が確認された。その他、西辺中央部の石垣上に張り出した懸造建物跡(SB108)の本丸御殿と新御殿を接続する可能性のある根太据方が確認された。各遺構の柱間寸法は礎石建物跡(SB101)のみ6.3尺で、その他は一定ではない。また、これらの遺構について、既知の本丸絵図に描かれた建物配置や間取りとの比較を行った。南東部以外は建物配置、規模、柱間寸法などは絵図との照合が可能で、概ね一致すると考えられるが、礎石や抜取痕の解釈やその部分の絵図との正確な照合などは、検出された各遺構の時期の特定も含め、さらなる検証が必要となる。

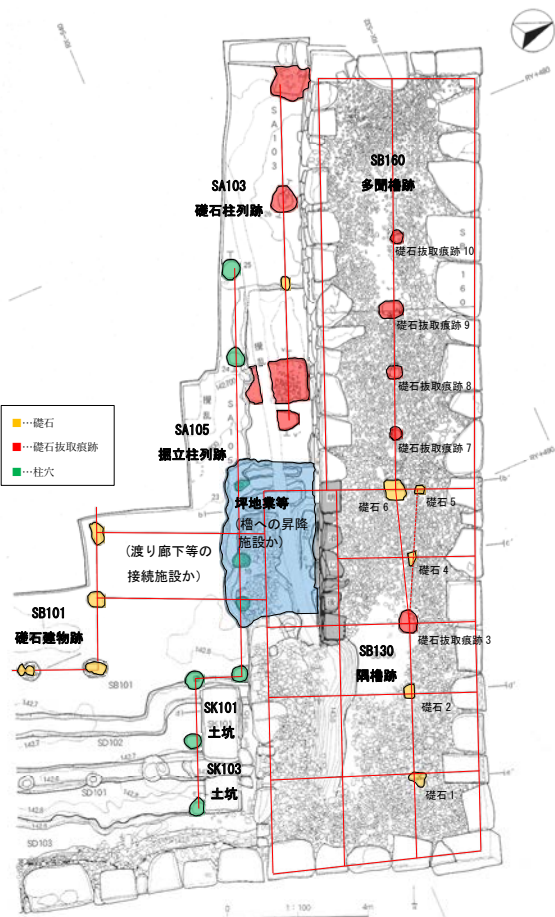


Fig.IV.1 SB130 隅櫓跡、SB160 多間櫓跡及びその周辺 (盛岡市教育委員会 2008「史跡盛岡城跡Ⅱ－第2期保存整備事業報告書一」に加筆)

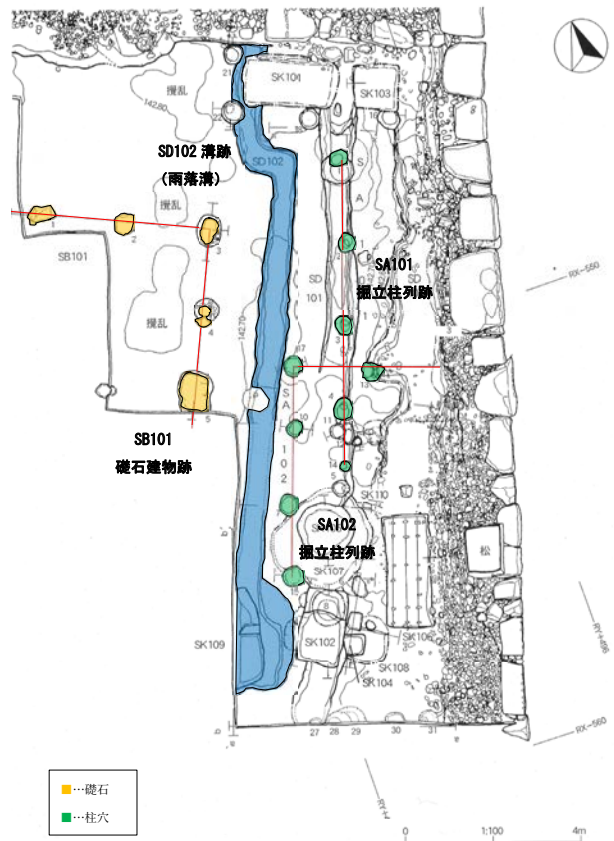


Fig.IV.2 SB101 礎石建物跡、SA101・102 掘立柱列跡 (盛岡市教育委員会 2008「史跡盛岡城跡Ⅱ－第2期保存整備事業報告書一」に加筆)

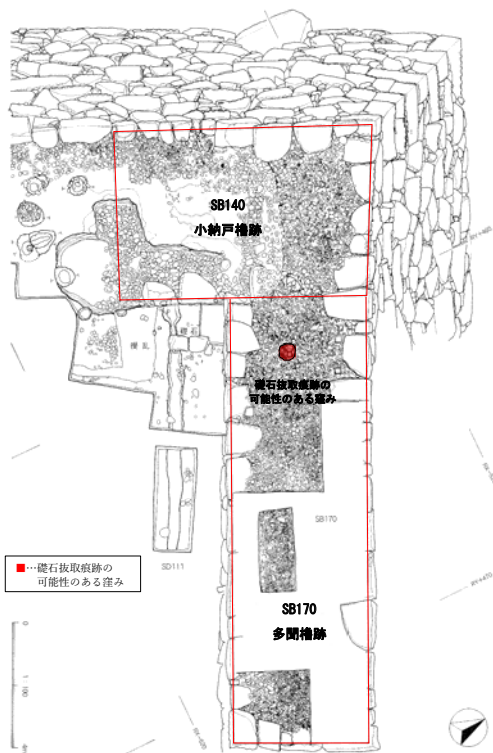


Fig.IV.3 SB140 小納戸櫓跡、SB170 多間櫓跡 (盛岡市教育委員会 2008「史跡盛岡城跡Ⅱ－第2期保存整備事業報告書一」に加筆)

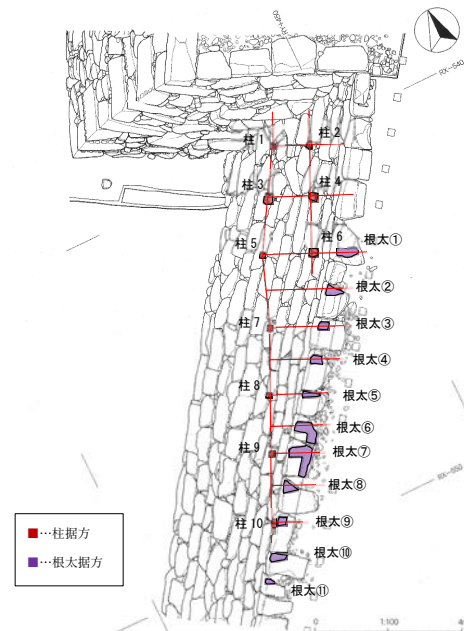


Fig.IV.4 SB108 建物跡 (盛岡市教育委員会 2008「史跡盛岡城跡Ⅱ－第2期保存整備事業報告書一」に加筆)

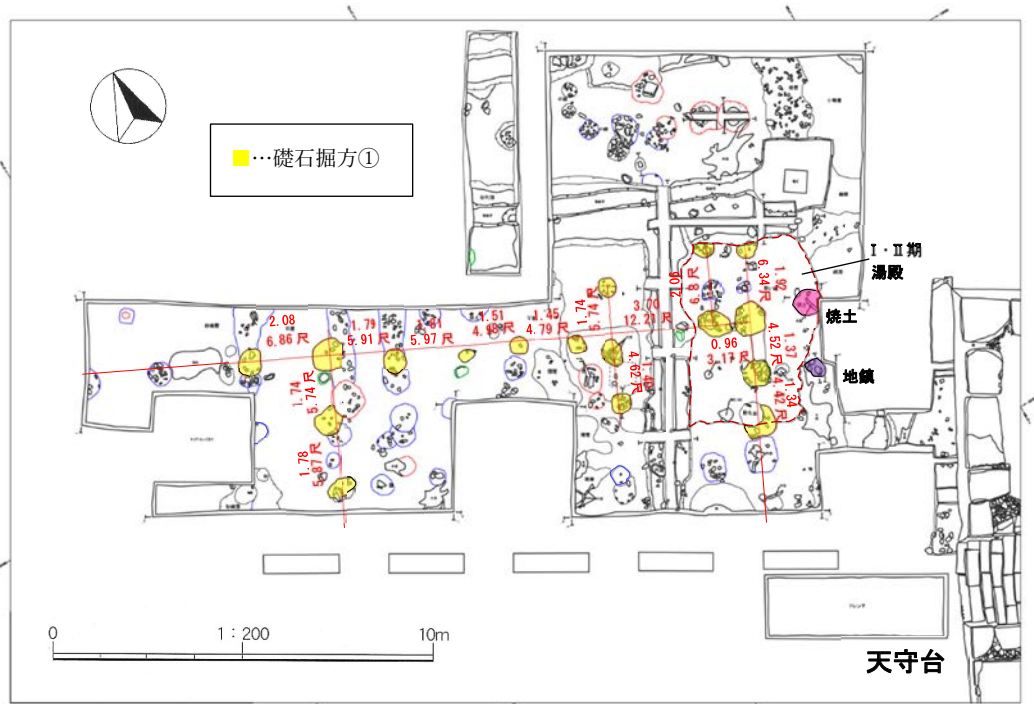


Fig.IV.5 掘方①で構成される礎石建物跡 (単位：m) (令和2年度史跡盛岡城跡本丸発掘調査支援業務委託成果品に加筆)

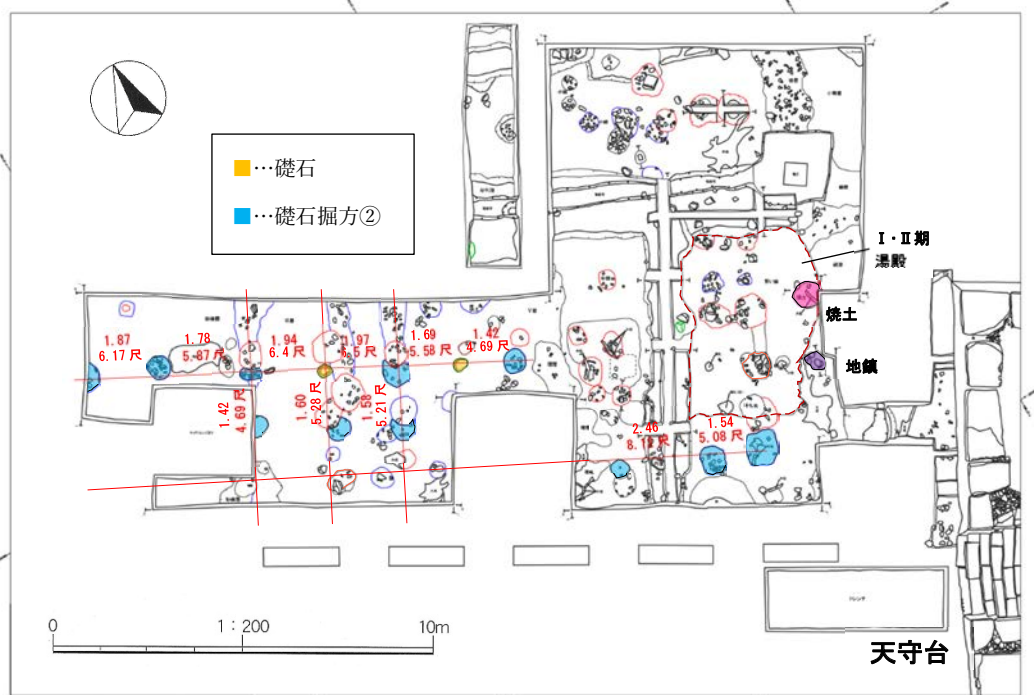


Fig.IV.6 掘方②及び礎石で構成される礎石建物跡 (単位：m) (令和2年度史跡盛岡城跡本丸発掘調査支援業務委託成果品に加筆)

第V章

盛岡城に関するその他の史料

(第四条件)

1. 史料からみる二階櫓の変遷

史料からは二階櫓の名称や二階櫓北側・東側にある続櫓の名称、これらの建物内の室の構成の変遷が読み取れる。宝永年間（Ⅰ期）には「御二階」とされ、文化年間（Ⅱ期）には「御二かい」、天保13年以前（Ⅲ期）には「御二階」、天保13年（Ⅳ期）には「御櫓」と変化している。続櫓についても時期により名称や室の区分に変化が見られ、用途や役割が時代によって変化した可能性が示唆される。絵図による変遷からも、二階櫓と接続する建物の形状や配置が時期によって異なることが確認できる Fig.V.1～Fig.V.13。

2. 建物寸法や柱間寸法の検証：広小路屋敷普請関係資料

旧盛岡藩士原恭家に伝えられ、守られてきた原恭家文書の中に、平民宰相原敬と兄恭の祖父直記（原家7代）が御用掛として普請された盛岡藩屋敷の「広小路屋敷普請関係資料」が発見された。このうち、普請御用で作図された「広小路屋敷絵図」、「広小路屋敷表門出番所等外観図」、「広小路屋敷表通奥通諸室柵図」の3件について、各々の絵図の精度を検証し、それらを相互に考察して、広小路屋敷普請で用いられた柱間基準寸法を検討した Table.V.1。

3. 建物寸法や柱間寸法の検証：盛岡城本丸二階吹貫居間普請関係資料

原恭家文書の中に、原直記（原家7代）が御用掛として普請した「盛岡城本丸二階吹貫居間普請関係資料」が発見された。資料は普請内容により、本丸の御側の吹貫居間及びその周辺の改築、奥（大奥）二階新築に大別され、普請着手日は文政12年（1829）4月以降、完成日は同年12月以前である。このうち、普請御用

で作図された絵図の精度を検証した Table.V.2。

4. 建物寸法や柱間寸法の検証：盛岡城御三階（御天守）の高さを記す文献

二階櫓の高さを記す史料は確認されていないが、三階櫓（天守）の高さを記す史料として、「祐清私記」や「郷村故実見聞記」等がある。二階櫓と三階櫓は同時期に再建されているため、これらの史料をもとに三階櫓の1間や高さ等の寸法を検討し、二階櫓の柱間基準寸法の手掛かりとするために、神山仁氏（復元調査アドバイザー・学術団体日本城郭史学会委員盛岡支部長）が行った調査報告を引用した。

5. 1間の寸法に関するその他史料

そのほか盛岡城に関する史料の中で、単位としての1間の寸法がわかるものを掲載した Fig.V.14～Fig.V.15。

「盛岡城郭之図」は、明治6年（1873）の測量図で、「六尺三寸ヲ以テ一間トシ」と記載されている。「新丸舞台絵図」は、盛岡藩御抱大工棟梁の弟子の末裔所蔵の天保6年（1835）の建物図面で、「六尺五寸間 三間」と記載されている。

6. 二階櫓の機能や用途

絵図等から読み取れる二階櫓の変遷をまとめ、その機能について調査をした Table.V.3～Table.V.5。「盛岡藩家老席日記雑書」には、二階櫓で護摩祈祷が行われた記録があり、宗教的な儀式の場としても用いられていたことが確認された。同様の護摩祈祷は三階櫓（天守）でも行われていた記録があることから、城内の重要な

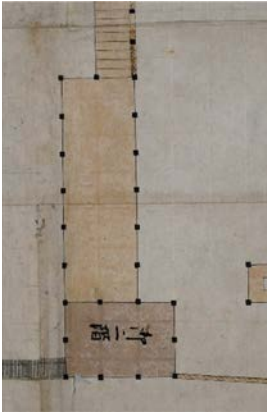


Fig.V.1
I期「盛岡城内建物図」(江戸時代中期(宝永年間))(もりおか歴史文化館収蔵)

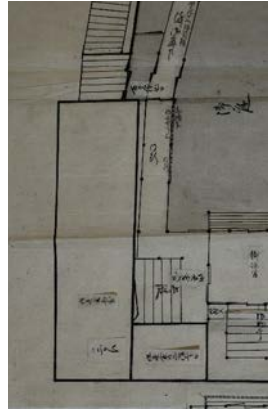


Fig.V.2
II期「盛岡城本丸建物平面図」(江戸時代後期(文化年間))(もりおか歴史文化館収蔵)

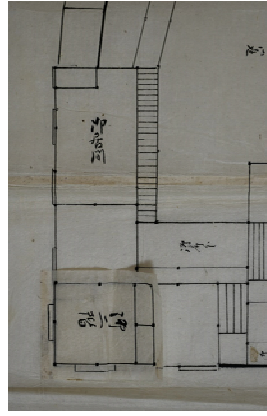


Fig.V.3
III期-3「盛岡城本丸平面図」(江戸時代後期(天保13年以前))(もりおか歴史文化館収蔵)

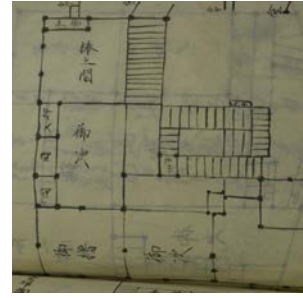


Fig.V.4
III期-4「被仰出留」天保13年12月13日条 今般大奥向御修補相成候御間 櫓之間、同御次(江戸時代後期(天保13年))(もりおか歴史文化館収蔵)



Fig.V.5
IV期1「盛岡城本丸・二ノ丸建物平面図」(江戸時代末期(嘉永4年以前))(もりおか歴史文化館収蔵)



Fig.V.6
IV期2「盛岡城本丸・二ノ丸建物平面図」(江戸時代末期(嘉永4年以前))(個人蔵)



Fig.V.7
IV期3「盛岡城本丸・二ノ丸建物平面図」(江戸時代末期(嘉永4年以前))(個人蔵)



Fig.V.8
IV期4「盛岡城明細図」(江戸時代末期(嘉永4年以前))(もりおか歴史文化館収蔵)

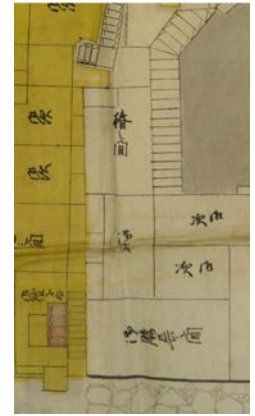


Fig.V.9
V期-1「靈承院様御代大奥御住居図」(江戸時代末期(安政2年から文久2年))(岩手県立図書館所蔵)



Fig.V.10
V期-2「盛岡城本丸図」(江戸時代末期(安政3年から文久2年))(もりおか歴史文化館収蔵)

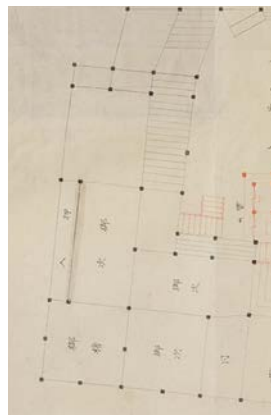


Fig.V.11
VI期1「盛岡城本丸図」(江戸時代末期(文久3年以降))(もりおか歴史文化館収蔵)



Fig.V.12
VI期2「盛岡城本丸建物平面図」(江戸時代末期(文久3年以降))(もりおか歴史文化館収蔵)

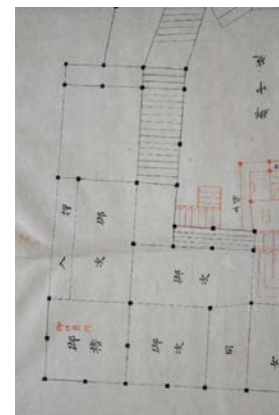


Fig.V.13
VI期3「盛岡城本丸建物平面図」(江戸時代末期(文久3年以降))(個人蔵)

Table.V.1 広小路屋敷普請関係資料の検証結果一覧

番号	「広小路屋敷絵図」	「広小路屋敷表門出番所等外観図」	「広小路屋敷表通奥通諸室棚図」
精度	ヘラ引きによる四分計方眼（1マス＝1間＝約4分）で、「広小路屋敷表門出番所等外観図」表門の書入れ寸法から1間＝6.35尺と算出され、縮尺は158.75分の1となる。	縮尺は約27.9～40分の1の範囲となり、各所ごとの縮尺率の違いが大きく、正確な立面図ではないものの、寸法の書入れで補足している。	各棚図の縮尺は約8.2～10.28分の1の範囲となった。このうち、「表客座敷、奥祝之間棚図」の嶋・松棚の縮尺は10分の1であると考えられる。それ以外の棚図は任意縮尺の定型化された棚図に描いていると判断される。
柱間基準寸法等	「広小路屋敷絵図」のヘラ引きによる方眼、「広小路屋敷表門出番所等外観図」の表門寸法の書入れに注目した結果、広小路屋敷普請で採用された単位としての1間は6.35尺と判明した。	同左	「表客座敷、奥祝之間棚図」の嶋・松棚の縮尺約10分の1を踏まえた実測結果から、柱間の芯々寸法（単位としての1間ではない）は6.25尺± α と算出された。上記の1間＝6.35尺に近い数値であり、これを補強する資料となる。

Table.V.2 盛岡城本丸二階吹貫居間普請関係資料の検証結果一覧

番号	盛岡城本丸吹貫居間改築普請	盛岡城本丸二階新築普請
精度	「盛岡城本丸吹貫居間改築図（控）」、「盛岡城本丸吹貫居間改築図」ヘラ引きによる約二寸五分計方眼（1マス＝1間＝約2寸5分）で、「盛岡城本丸吹貫居間隔棚図」、「盛岡城本丸吹貫居間床、棚図」から1間＝5.91尺～6.07尺± α と算出され、縮尺は約24分の1となる。 「盛岡城本丸吹貫居間隔棚図」、「盛岡城本丸吹貫居間床、棚図」実測箇所から得られた縮尺は10分の1前後の範囲で、10分の1の図面と判断できる。	「盛岡城本丸二階新築図」ヘラ引きによる約一寸二分計（1マス＝1間＝約1寸2分）で、押入・棚図から6.47尺± β または6.41～6.45尺± β 、畳割図から6.5尺± β または6.485尺± β と算出され、縮尺は約54.16分の1となる。 「盛岡城本丸二階新築図及び一階平面図」ヘラ引きによる約一寸六分計方眼（1マス＝1間＝約1寸6分）で、添付される畳割付から縮尺40分の1となる。 「盛岡城本丸二階北次東側押入図」、「盛岡城本丸二階北次北側押入図」、「盛岡城本丸二階居間 棚図」、「盛岡城本丸二階東次棚、押入図」実測箇所から得られた縮尺は10分の1前後の範囲で、縮尺10分の1の図面と判断できる。
柱間基準寸法等	「盛岡城本丸吹貫居間隔棚図」、「盛岡城本丸吹貫居間床、棚図」縮尺10分の1を踏まえた実測結果から、単位としての1間は5.91尺～6.07尺± α と算出された。	「盛岡城本丸二階北次東側押入図」、「盛岡城本丸二階東次棚、押入図」左記と同様の実測結果から、柱間の芯々寸法（単位としての1間ではない）は6.47尺± β または6.41～6.45尺± β と算出された。 「盛岡城本丸二階新築図及び一階平面図」添付畳割付図、「盛岡城本丸二階居間棚図」居間の畳割付図及び棚図に着目し、実測結果などを踏まえたところ、柱間の芯々寸法（単位としての1間ではない）は6.5尺± β または6.485尺± β と算出された。上記に近い数値であり、これを補強する材料となる。 「盛岡城本丸二階北次北側押入図」 「中御段廣サ一間五寸」との書入れ付箋があり、その実測値は6.83寸である。これは「一間」(＝6.33尺)＋「五寸」(0.5尺)± α を意味し、単位としての1間は6.33尺± α と推定される。

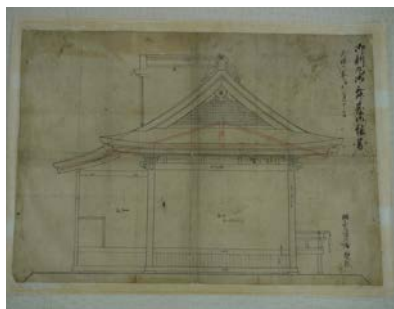


Fig.V.14 「新丸舞台絵図」（天保6年2月13日）（個人蔵）

Table.V.3 二階櫓の室の変遷（Ⅰ期～Ⅲ期）

時期	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期－3	Ⅲ期－4
史料名	盛岡城内建物図 (盛岡御城大絵図)	盛岡城本丸建物 平面図	盛岡城本丸平面図	天保年間 被仰出留
所蔵	もりおか歴史文化館	もりおか歴史文化館	もりおか歴史文化館	もりおか歴史文化館
年号	江戸時代中期 (宝永年間)	江戸時代後期 (文化年間)	江戸時代後期 (天保13年以前)	江戸時代後期 (天保13年)
建物名	二階櫓	御二階	御二かい	御二階
	北側続櫓 (南側)	(名称記載なし)	御矢倉物置 (二階櫓と一体)	(名称記載なし)
	北側続櫓 (北側)	(名称記載なし、北側 続櫓(南側)と一体)	御矢倉物置 (二階櫓と一体)	御居間
	東側続櫓	(建物なし)	御矢倉江二階上り口	(名称記載なし、階段 描写あり)

Table.V.4 二階櫓の室の変遷（Ⅳ期）

時期	Ⅳ期1	Ⅳ期2	Ⅳ期3	Ⅳ期4
史料名	盛岡城本丸・二ノ丸 建物平面図	盛岡城本丸・二ノ丸 建物平面図	盛岡城本丸・二ノ丸 建物平面図	盛岡城明細図
所蔵	もりおか歴史文化館	個人蔵	個人蔵	もりおか歴史文化館
年号	江戸時代末期 (嘉永4年以前)	江戸時代末期 (嘉永4年以前)	江戸時代末期 (嘉永4年以前)	江戸時代末期 (嘉永4年以前)
建物名	二階櫓	角御櫓	角御櫓	角御櫓
	北側続櫓 (南側)	御次	御次	御次
	北側続櫓 (北側)	椿之御間	椿之御間	椿之御間
	東側続櫓	呉服之間	呉服之間	呉服之間

Table.V.5 二階櫓の室の変遷（Ⅴ期～Ⅵ期）

時期	Ⅴ期－1	Ⅴ期－2	Ⅵ期1	Ⅵ期2	Ⅵ期3
史料名	霊承院様御代大奥御 住居図	盛岡城本丸図	盛岡城本丸図	盛岡城本丸建物平面 図	盛岡城本丸建物平面 図
所蔵	岩手県立図書館	もりおか歴史文化館	もりおか歴史文化館	もりおか歴史文化館	個人蔵
年号	江戸時代末期 (安政2年から文久2年)	江戸時代末期 (安政3年から文久2年)	江戸時代末期 (文久3年以降)	江戸時代末期 (文久3年以降)	江戸時代末期 (文久3年以降)
建物名	二階櫓	御服呉之間	御櫓	御櫓 御仕舞所	御櫓 御仕舞所
	北側続櫓 (南側)	御次	御次	御次、押入	御次、押入
	北側続櫓 (北側)	椿之間	椿之間	(名称記載なし)	(名称記載なし)
	東側続櫓	御服呉之間 (二階櫓と一体)	呉服之間	御次、同	御次、同

表註

- ・第Ⅱ章の年表のとおり、文久2.11.5 椿之間→竹之間。
- ・第Ⅱ章の年表のとおり、慶応2.12.20 竹之間→椿之間。
- ・各諸室の名称は、史料記載のとおり。

建物が同様の用途を持っていたと考えられる。その他の具体的な機能や日常的な用途については、今後の史料調査による検討が必要であると考えられる。

7. 部材の太さ

二階檼の部材の太さを検討する資料として、「広小路屋敷普請関係資料」や「盛岡城本丸二階吹貫居間普請関係資料」が挙げられる。これらの史料に記載された部材寸法が二階檼と同じまたは近似であると仮定すれば、展開図の検討や実測を通じて二階檼の内部部材寸法を決定できる可能性がある。また、「江戸上屋敷間取図」(Fig.V.17 Fig.V.18) や「門馬別当御材木証文 早池峰乃ひのき」も参考資料となる可能性がある。

8. 意匠や構造

二階檼の意匠や構造については、古写真から外観意匠の概要の確認が可能であり、絵図史料から各室の規模や配置等がわかる。本節では、古写真と絵図史料以外の復元検討資料及びそこから得られる二階檼の意匠や構造に関する情報の一例をまとめた。「門馬別当御材木証文 早池峰乃ひのき」、「材木借請始末之事」(嘉永

4年12月)、出土瓦 (Fig.V.19) などを対象とした。

9. まとめ

盛岡城二階檼に関するその他の史料について整理した。復元に向けては、整理した二階檼の歴史的な変遷を踏まえて、遺構との照合等の検証をさらに進めていく必要がある。広小路屋敷や本丸二階吹貫居間の普請関係資料等による柱間寸法の検証では、基本間尺として6尺、6.3尺、6.5尺の3種が使われており、二階檼の柱間寸法を考察する上での資料として扱った。

二階檼は、宗教儀式的護摩祈祷の場として使用されていたという面、南部家の私的な空間である「奥(大奥)」に位置し、藩主や側室と子息女など一部の南部家一族の居住空間に含まれているという面があることが明らかになった。この機能や用途に留意して内部意匠の復元考察を進める必要がある。

また、部材の太さ、意匠や構造に関する復元検討資料について、復元根拠資料として採用するためには、その採用方法(選定基準)等も含めて、さらなる検証が必要となる。



Fig.V.17 「江戸上屋敷間取図」(個人蔵)(赤枠内に柱の部材寸法等が記載されている)

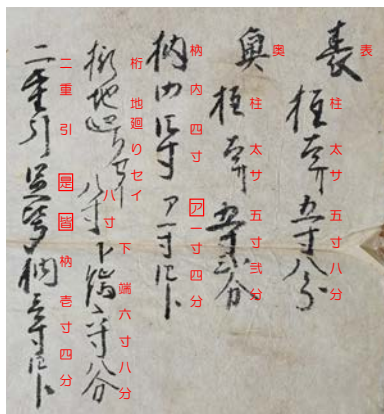


Fig.V.18 「江戸上屋敷間取図」(個人蔵)の柱の部材寸法等が記載された部分の拡大



Fig.V.19 各種の出土瓦(『盛岡市遺跡の学び館 2020「不来方之城新築之有可候—南部氏の盛岡城築—」』から転載)

第VI章

盛岡藩に関する現存建造物等の類例 (第五条件)

1. 建造物等の類例リスト

盛岡藩に関する現存建造物リスト **Table.VI.1** と建物装飾・内装具等リスト **Table.VI.2** をまとめた。現存建造物には、彦御蔵、御蔵（明治橋際の御蔵）、新谷番所跡、原敬生家などが含まれている **Fig.VI.1**。建物装飾・内装具等では、襖絵、板戸下絵、釘隠、飾金具など、個人や博物館などが所蔵する多岐にわたる資料を図版付きで掲載し、資料番号、年代、簡単な説明、所蔵先を記載した。これらのリストは、盛岡城二階櫓の復元を検討する上で、現存する遺構や関連資料の全体像を把握し、類似する要素を探るための基礎資料となる。このリストにより、個々の類例を容易に確認でき、効率的な復元検討作業に資することが期待される。

2. 彦御蔵

彦御蔵は、城内に残る唯一の盛岡城の建物であり、棟持柱を持つ棧瓦葺き、切妻造の土壁大壁式の建物である。外壁下部は盛岡産花崗岩積みで、内壁は横板嵌め込みである。軒天井は垂木顕し、妻は母屋及び垂木顕しとなっている。開口部には外開きの土塗り防火戸

に鉄格子金網が付き、窓上部に木製の庇（鉄板包み）がある。柱間寸法は1間6尺3寸を基準としている。二階櫓の復元検討資料としては、室内建具まわり、土壁の仕様（解体調査が必要）、木材の材種、木材の仕上げ、根太等一部の部材の寸法が挙げられる。

3. 御蔵（明治橋際の御蔵）

明治橋際に現存する御蔵は、盛岡藩の備荒御囲穀蔵である。彦御蔵と同様に棧瓦葺き、切妻造であり、4本の棟持柱を持つ点が共通している。外壁は土壁の大壁式で白漆喰塗仕上げであり、下部の腰は花崗岩積みである。内壁は横板嵌め込み、屋根には空気断熱層が設けられている。柱間寸法は1間6尺3寸を基準とする点も彦御蔵と共通する。ただし、彦御蔵よりも改変が多いことが確認されている。出入口や室内建具まわりは明らかに新しいものであり、その部分を除けば彦御蔵と同様に二階櫓の復元検討資料となると考えられるが、改変の少ない彦御蔵の方が復元根拠としての優先度が高いと考えられる。

4. 新谷番所跡

新谷番所跡は、県内に現存する唯一の盛岡藩の番所建物である。脇田桂一郎氏による建物調査報告によると、内部には鋳金物の類は見られず、長押に釘隠の跡も確認できなかった。外部に関しては、南東の出隅に薄い鉄板製の角金具2個が取り付けられている。錆の程度から後世のものか不明である。番所建物としての機能や構造は、城郭内の櫓とは異なる可能性があるため、二階櫓の直接的な意匠や構造の類例とはなりにくいと考えられる。しかし、盛岡藩の建築様式の一端を示す現存例として、間接的な参考となる可能性は残されていると考えられる。



Fig.VI.1 (写真左上から時計回りに) 彦御蔵、御蔵（明治橋際の御蔵）、原敬生家、新谷番所跡

Table.VI.1 盛岡城及び盛岡藩に関する現存建造物リスト

No.	名称	所在地	種類	備考
1	彦御蔵	盛岡城跡内	城内に残る唯一の盛岡城の建物	江戸時代後期（弘化4年以降か）。道路拡幅工事のため、平成元年に現在地（米内蔵跡）に曳家された。
2	御蔵（明治橋際の御蔵）	南大通三丁目	盛岡藩の建物	江戸時代後期。盛岡藩の米蔵。
3	新谷番所跡	遠野市小友町	県内に残る唯一の盛岡藩番所の建物	元治元年（1864）再建。
4	老梅院茶室	大慈寺町	藩主が建築に関わった住居	茶室。享保7年（1772）→同14年焼失→再建 江戸時代後期と推定される。
5	原敬生家	本宮四丁目	上級武士住居	武家屋敷。嘉永3年（1850）の上棟札あり。建築主の原直記は盛岡城本丸奥（大奥）大改築工事の御用掛。

Table.VI.2 盛岡城に関する建物装飾・内装具等リスト

No.	種別	資料名	資料番号等	年代	概要等	所蔵先
1	鯨	鯨		江戸時代	阿吶の一对（寺伝によると盛岡城「戌亥の門」）、木骨に銅板張り、平成8年補修済	久昌寺
2	板戸・引手	板戸		江戸時代後期（嘉永年間か）	板戸2枚（表：二羽の雁（鷺鳥）、裏：ススキと萩）、川口月嶺筆、引手金具2点残存	光台寺
3	板戸・引手	板戸		江戸時代後期（嘉永年間か）	板戸2枚（表：猪（親1、子2）、萩、裏：不明）、川口月嶺筆。引手金具4点残存	個人
4	板戸・引手	板戸		江戸時代後期（嘉永年間か）	板戸2枚（表：西王母図、裏：不明）、川口月嶺筆、引手金具2点残存。伝盛岡城奥（大奥）湯殿杉戸、現在所在不明	—
5	板戸・引手	板戸		江戸時代	板戸4枚（表：三羽の鶴、積雪のある風景と建物、裏：人物）、引手金具6点残存	正音寺
6	板戸・引手	鶴絵板戸	52298	江戸時代	板戸2枚（表：松、鶴（親鳥1、幼鳥5）、裏：竹林）、引手金具2点残存、後世改変あり	もりおか歴史文化館
7	板戸・引手	鶴絵板戸		江戸時代後期	板戸2枚（表：二羽の鶴、旭日、山河、松、裏：二羽の鶴、牡丹、小川）、木地引手3点残存	個人
8	襖絵・引手	襖絵		江戸時代	現在板戸に表装されているが、本来は4枚一組の襖。襖絵4枚（絹本、漢画による山河風景、建物、人物）、引手金具4点（襖絵とセット）	個人
9	襖絵	屏風（桜図襖）		江戸時代後期	現在二曲一双の屏風に表装されているが、本来は4枚一組の金碧障壁画の桜図襖。円山応瑞筆。引手痕跡あり。	個人
10	板戸下絵	猪の図	001403	江戸時代後期（嘉永年間か）	現存板戸下絵（No.3）、川口月嶺筆	岩手県立博物館
11	板戸下絵	官宮美人図下絵 二幅対		江戸時代後期（嘉永年間か）	伝盛岡城奥（大奥）湯殿杉戸「西王母図」下絵（No.4）、2枚組、川口月嶺筆	盛岡市先人記念館
12	襖下絵	富士山図	001409	江戸時代後期（嘉永年間か）	襖下絵の可能性（付箋「御八畳御襖」）、引手位置表示、川口月嶺筆	岩手県立博物館
13	襖下絵	藤と亀と花の図	001410	江戸時代後期（嘉永年間か）	6枚組であるが、4枚で一場面を構成する。右手2枚は色彩が異なる2種類あり。襖下絵の可能性（付箋「御居間方四枚」）。川口月嶺筆	岩手県立博物館
14	襖下絵	物語絵	001454	江戸時代後期（嘉永年間か）	「竹取物語」の一場面、襖下絵の可能性（書入れ「竹之御間御小襖」、付箋「四枚立」）、引手位置表示、川口月嶺筆	岩手県立博物館
15	襖下絵	雅楽観覧之図	040686～040393	江戸時代後期（嘉永年間か）	伝盛岡城奥（大奥）襖下絵、引手位置表示、川口月嶺筆	岩手県立博物館
16	唐紙版木	盛岡城襖絵版木	71613～71631、番号なし	江戸時代	襖絵（唐紙）版木20点（33図）、うち襖図譜（No.17）と照合できるのは32図。	もりおか歴史文化館
17	唐紙	盛岡城襖図譜	71632	（昭和13年原版復刷）	盛岡城内で使われた襖図（唐紙）64枚が収めてある。	もりおか歴史文化館
18	引手	盛岡城鶴の間 襖引手	008050	江戸時代	引手金具1点（No.19の一部、No.20と同一）、伝「鶴の間」	岩手県立博物館
19	引手	引手		江戸時代	引手金具2種4点（うち1種2点はNo.18・20と同一）	個人
20	引手	引手		江戸時代	引手金具1種3点（No.18・19と同一）	個人
21	引手	引手		江戸時代	木地3種11点、金物6種20点。このうち、草花小判引手（横打用）はNo.3・4（川口月嶺筆）の引手と同じ。その他、現建物の襖引手に使用されているものあり。	個人
22	釘隠	盛岡城釘隠し	52039	江戸時代	木瓜形（3部品の組合せ）2点（No.23と同一）	もりおか歴史文化館
23	釘隠	盛岡城鶴の間 釘隠	008051～008053	江戸時代	木瓜形（3部品の組合せ）3点（No.22と同一）、伝「鶴の間」	岩手県立博物館
24	釘隠	釘隠		文政5年（1822）	六葉形1点、樽口と主座に向鶴紋、表向か、裏面墨書：「利用口御入部 御時計師 愛蔵 繕 文政壬午五年 二月吉日」	個人
25	釘隠	釘隠		江戸時代	六葉形、舞鶴形、三茄子形、真向兎形4種25点。	個人
26	飾金具	飾金具		江戸時代	大形円形1点、向鶴紋	個人
27	飾金具	飾金具		江戸時代	円形1点、向鶴紋	個人
28	その他金具	飾金具等		江戸時代	飾金具（棒状、花菱）、吊り金具、掛け金具、受け金具	個人

5. 原敬生家（柱間寸法等の検討）

原敬生家は、上級武士住宅で、二階櫓の柱間基準寸法を考察する上での参考となる可能性が考えられる。ただし、城郭建築である二階櫓とは用途や格式が異なるため、類例としての取り扱いには注意が必要である。

6. 光台寺の板戸（柱間寸法等の検討）

光台寺の板戸（Fig.VI.2）は、伝盛岡城払下げ板戸である。板戸の寸法や意匠から、当時の建築における部材の規格や意匠の一端を垣間見ることができる。

板戸が入る柱間の柱や造作材等から、杉戸が当初からこの場所にあったものではないことが明らかであり、板戸の寸法から検証し、板戸がおさまっていた当初の柱間は、柱太さが4寸であれば、柱間寸法（芯々）で6.25尺、柱が5寸で6.35尺であることが分かった。また、建物の内法寸法（敷居上端～鴨居下端）は1760mm（5.75尺）で、この内法高の寸法は、江戸時代の一般の民家でもよく採用される寸法であるため、この板戸が納まっていた建物は、盛岡城の御殿であるとする、表向の御殿ではなく、奥向の御殿である可能性が高く、御側の奥向、あるいは奥（大奥）の建物であることが推測される。

7. 建物装飾・内装具等図版

盛岡城に関する建物装飾・内装具等の図版を掲載した。これらの図版には、襖絵（山河風景、桜図など）、板戸下絵（猪の図、官宮美人図、富士山図、物語絵など）、釘隠（木瓜形、六葉形、舞鶴形、三茄子形、真向兎形など）、飾金具（丸形、向鶴紋、花菱など）、襖絵（唐紙）の版木などが含まれる。これらの類例は、二階櫓の内部空間の装飾や意匠、使用された金具類を具体的にイメージするための重要な資料となる。ただし、これらの図版が二階櫓に直接使用されていたことを示すものではないため、復元検討作業においては、他の史料と合わ

せて慎重に検討を進める必要があると考えられる。

8. まとめ

盛岡藩に関する現存建造物及び建物装飾・内装具等の類例をまとめた。盛岡藩に関する現存建造物については、二階櫓の柱間寸法を考察する上での資料として使用した。建築種別や建築年代の違いはあるが、共通して1間6.3尺を基準としている。今回は彦御蔵と御蔵（明治橋際の御蔵）の復元検討資料となり得る箇所を指摘したが、そのほかの建造物も含めて、これら類例の復元根拠資料としての可能性を今後も適切に検討する必要がある。また、写真とともにリスト化した襖絵、板戸下絵、釘隠、飾金具等の建物装飾・内装具についても、同様である。場合によっては更に復元検討資料を絞り込むことも必要であると考えられる。盛岡城で使われていた根拠が伝承等によるものが多く、復元根拠としての採用には慎重な検討が必要であるが、内装等の見本・絵形が未発見の現状では実物の類例は貴重である。



Fig.VI.2 光台寺板戸（写真左が南面、右が北面）

第Ⅶ章 他城郭の建造物の類例 (第六条件)

1. 他城郭の建造物の建立時期に関する前提条件

復元根拠として使用する他城郭の建造物は、二階櫓と同じ建立時期のものが望ましいと考えた。復元年代を文久年間（1861～1864）から明治7年（1874）以前に設定した二階櫓は、第Ⅴ章で既述のとおり、元和年間拡張後から再建（旧建物に倣う）や増改築をくりかえして、明治7年（1874）まで存在したと考えられる。そのため、今回、類例として選定する他城郭の建造物は、建立時期が江戸時代のものを対象とした（前提条件）。

2. 他城郭の建造物の類例の優先度

復元検討に資する他城郭の建造物を類例として選定するにあたり、恣意的な類例選択を避け、より客観的で信頼性の高い復元検討を目指すため、段階的な優先度を設定した **Table.VII.1**。

最も優先度が高い「第一条件」は、建物の構造形式や風土という要素を重視し、接続建物があり、かつ寒冷地（北陸四県、長野県、東北六県、北海道）に現存する二重二階櫓を対象とした。次いで「第二条件」では、構造形式を満たす類例を広く求める意図で、寒冷地以外の地域に現存する接続建物のある二重二階櫓を対象とした。第三条件と第四条件では、第一・第二条件で十分な根拠が得られない場合に、復元内容に合わせて適宜選定される現存建造物を対象とした。また、焼失した国宝・重要文化財で接続建物のある二階櫓は「特別条件」として、第一・第二条件と同等の優先度で扱う方針とした。最終的に、これらの条件で根拠が得られない場合に限り、現存しない他城郭の建造物の古写真を「予備条件」として扱う方針とした。

Table.VII.1 他城郭の類例の優先度と条件一覧

優先度	条件	概要
前提条件	江戸時代建立	—
第一条件	接続建物がある二重二階櫓+寒冷地	接続建物がある二重二階櫓で、かつ、寒冷地（北陸4県、長野県、東北6県、北海道）に現存するものを選出。最優先される類例。
第二条件	第一条件以外の接続建物がある二重二階櫓	接続建物がある二重二階櫓で、かつ、寒冷地（北陸4県、長野県、東北6県、北海道）以外の現存するものを選出。第一条件の次に優先される類例。
第三条件	第一条件と第二条件以外+寒冷地	接続建物がある二重二階櫓以外で、かつ、寒冷地（北陸4県、長野県、東北6県、北海道）に現存するものを選出。第一条件と第二条件では復元根拠がない場合等に、その復元内容に合わせて適宜選定する類例。
第四条件	上記以外	接続建物がある二重二階櫓以外で、かつ、寒冷地（北陸4県、長野県、東北6県、北海道）以外の現存するものを選出。第一条件、第二条件及び第三条件では復元根拠がない場合等に、その復元内容に合わせて適宜選定する類例。
特別条件	—	焼失した国宝・重要文化財（参考文献：「戦災等による焼失文化財 昭和・平成の文化財過去帳」, 戎光祥出版, 2017）の中で、接続建物のある二階櫓を選定。復元根拠の優先度は、第一条件及び第二条件と同等。
予備条件	—	第一条件～特別条件までで復元根拠がない場合等に、現存しない他城郭の建造物の古写真を復元根拠とする。

3. 黒色の外壁に関する類例の確認（予備条件）

盛岡城二階櫓の古写真に見られる外部の柱や長押が白漆喰塗籠で壁が黒い（建具を除く）外壁を持つ建物を第一条件から特別条件の類例では確認できない。予備条件の類例としては、萩城天守の最上層の外部の事例を示した。ただし、古写真からは両脇間の黒色部分が何であるかの判別はつかない Fig.VII.1。

今後の課題として、他の史料における黒色の外壁の事例調査が必要となる。

4. まとめ

二階櫓の復元検討の根拠となり得る他城郭の建造物を類例として調査した結果をまとめた。類例の選定には優先度を設け、江戸時代の城郭の建造物を第一条件～第四条件、特別条件、予備条件に分類してリストを作成した。最も優先度の高い第一条件の類例として、接続建物を有する二重二階櫓で、かつ寒冷地に現存するもの（金沢城石川門、松本城渡櫓、松本城辰巳附櫓など）を挙げた Fig.VII.2 Fig.VII.3 Fig.VII.4。また、参考資料として桃山時代の他城郭の建造物のリストを作成した。ここで選定した類例については、今後、他史料からでは復元根拠が不足する場合に、建物の構造や意匠等の個別具体的な考察事項によって適切に選択して使用していく必要がある。



Fig.VII.1 萩城天守正面（出典：『古写真で見る失われた城』、株式会社世界文化社、2000）



Fig.VII.2 第一条件の類例：金沢城石川門（櫓）



Fig.VII.3 第一条件の類例：松本城渡櫓



Fig.VII.4 第一条件の類例：松本城辰巳附櫓

第VIII章

二階櫓の「柱間基準寸法」及び「建物の高さ寸法」の考察

1. 二階櫓の柱間基準寸法の考察

第V章の検証により、盛岡城本丸では、畳割制ではなく、柱芯々制が用いられていたと判断した。また、現存遺構（第II章及びIV章）からでは柱間寸法等を明らかにすることは難しいが、各章で行った柱間等の寸法の検証により、二階櫓で使用された単位としての1間及び柱間基準寸法は6.3尺が使用されていた可能性が高いと考えた（Table.VIII.1）。

この結果を踏まえつつ、盛岡城本丸の絵図と発掘調査成果図との重ね合わせによる柱間寸法の考察を行った。特に、V-2期の絵図が遺構図と比較的類似していることから、オルソ画像化した本絵図を用いた比較検討を行ったところ、北東部分のS B 101礎石建物跡の礎石配置を基準とすると、柱間を6.3尺とした場合と6.5尺とした場合で、現況石垣との収まりに若干の

差異が生じるが、絵図を四隅で個別に重ね合わせると、いずれの柱間寸法でも本丸の現況石垣内に収まることが確認された（Fig.VIII.1 Fig.VIII.2）。

さらに、南西、北東、北西の三箇所において、より縮尺の大きい遺構図とオルソ画像化された本絵図に6尺、6.3尺、6.5尺のグリッドを重ねた図を作成し、それらの収まり具合を検証した。柱間6尺の場合、南西部分の建物長辺が石垣よりも1間分ほど短くなってしまいうため、その可能性は低いと考えた（Fig.VIII.3）。一方、柱間6.3尺と6.5尺の場合は、石垣の規模と建物規模がおおよそ一致するため、いずれの可能性も考えられる。なお、櫓台単体で見ると6.5尺の方が石垣の規模により合うように見受けられるが、二階櫓において柱間6.3尺とする場合、絵図にみられる櫓台東側の廊下の側柱芯（西側から3本目の柱芯）とS B 109渡り廊

Table.VIII.1 各章で検証等した柱間・1間の値一覧

検証等の種類	参照	柱間1間	単位としての1間	備考
令和5年度古写真解析結果	第III章	6.6尺	—	あくまでも参考値
広小路屋敷普請関係資料の検証	第V章2節	6.25尺± α	6.35尺	
盛岡城本丸二階吹貫居間普請関係資料の検証	第V章3節	—	5.91尺～6.07尺± α	本丸吹貫居間改築普請資料（本丸御殿（御側））
		6.47尺± α 又は6.41～6.45尺± α や6.5尺± α 又は6.485尺± α	6.33尺± α	本丸二階新築普請資料（本丸御殿（奥（大奥）））
盛岡城三階櫓（天守）の高さを記す文献の検証	第V章4節	—	6.3尺（可能性）	延宝年間
	第V章5節	—	6.3尺	「盛岡城郭之図」
		—	6.5尺	「新丸舞台絵図」
盛岡城に関する現存建造物等の類例	第VI章	6.3尺	—	4棟（彦御蔵、御蔵（明治橋際の御蔵）、新谷番所跡、原敬生家）
		6.3尺	—	伝盛岡城板戸

（単位としての1間は、柱間1間を兼ねる。）

下跡の礎石抜取痕の芯と合致するため、この点に柱間6.3尺の有意性を見出すこともできる Fig.VIII.4 Fig.VIII.5。城郭の建造物の寸法計画には、基準となる柱間寸法での計画のほか、石垣に合わせて柱間の一部分を調整する方法や、その総長を等分するといった方法も考えられる。現時点では二階櫓の柱間寸法について、6.3尺と6.5尺の差異から明確な結論を導き出すことは難しいが、これまでの検証を踏まえると、二階櫓の復元における単位としての1間及び東西方向の柱間基準寸法は6.3尺に設定することが適切と考えた。また、南北方向の柱間については、全て6.3尺で計画すると、建物規模が櫓台の南北方向の規模より少し小さくなることから、6.3尺を基本として、石垣に合わせて柱間を調整、あるいは石垣に合わせて総長を等分する方法により、石垣の端まで建物が載っていたと判断するのが適切と考えた。

2. 二階櫓の建物の高さ寸法の考察

二階櫓の建物の高さ寸法については、それを示す直接的な史料が確認されていないため、現時点では、古写真解析結果が最も有効である。今後の復元検討においては、古写真からわかる外部の高さ寸法をベースとして、他の復元検討資料により屋根勾配や内部の高さ寸法等を決定することになる。併せて根拠に乏しい場合は、他城郭の類例の検討が必要となるが、屋根形式

や外観意匠、内部の用途や機能など各々で類似している建物を第七章で設定した優先度を基準に適切に選定していく必要があると考える。

3. まとめ

盛岡城本丸の二階櫓において、柱間基準寸法は畳割制ではなく柱芯々制が採用されていた可能性が高いと考えた。現存遺構からの直接的な特定は困難であり、諸資料の検証から単位となる1間及び柱間基準寸法として6.3尺の可能性を考えた。

絵図との重ね合わせでは、V-2期絵図を基に6.3尺と6.5尺で比較検討を行った結果、全体的な一致は見られないものの、四隅個別での重ね合わせではいずれも石垣内に収まることが確認された。南西部分では6.3尺の場合に部分的な礎石抜取痕との合致が見られた。このことから、復元においては、東西方向の柱間は6.3尺とし、南北方向は石垣との納まりを考慮し、6.3尺を基本に調整することを一つの可能性として挙げた。

一方、高さ寸法を示す直接的な史料は確認されておらず、古写真解析結果が現状では最も有効な参考資料となる。今後の復元検討では、古写真から得られる外部寸法を基に、屋根勾配や内部の高さ寸法を他の資料や類似する他城郭の事例を参考に決定する必要がある。



Fig.VIII.1 V期-V2期の重ね合わせ図（赤線囲み内の礎石に柱が合うように柱間を6.3尺と6.5尺にした絵図のオルソ画像を重ねている）

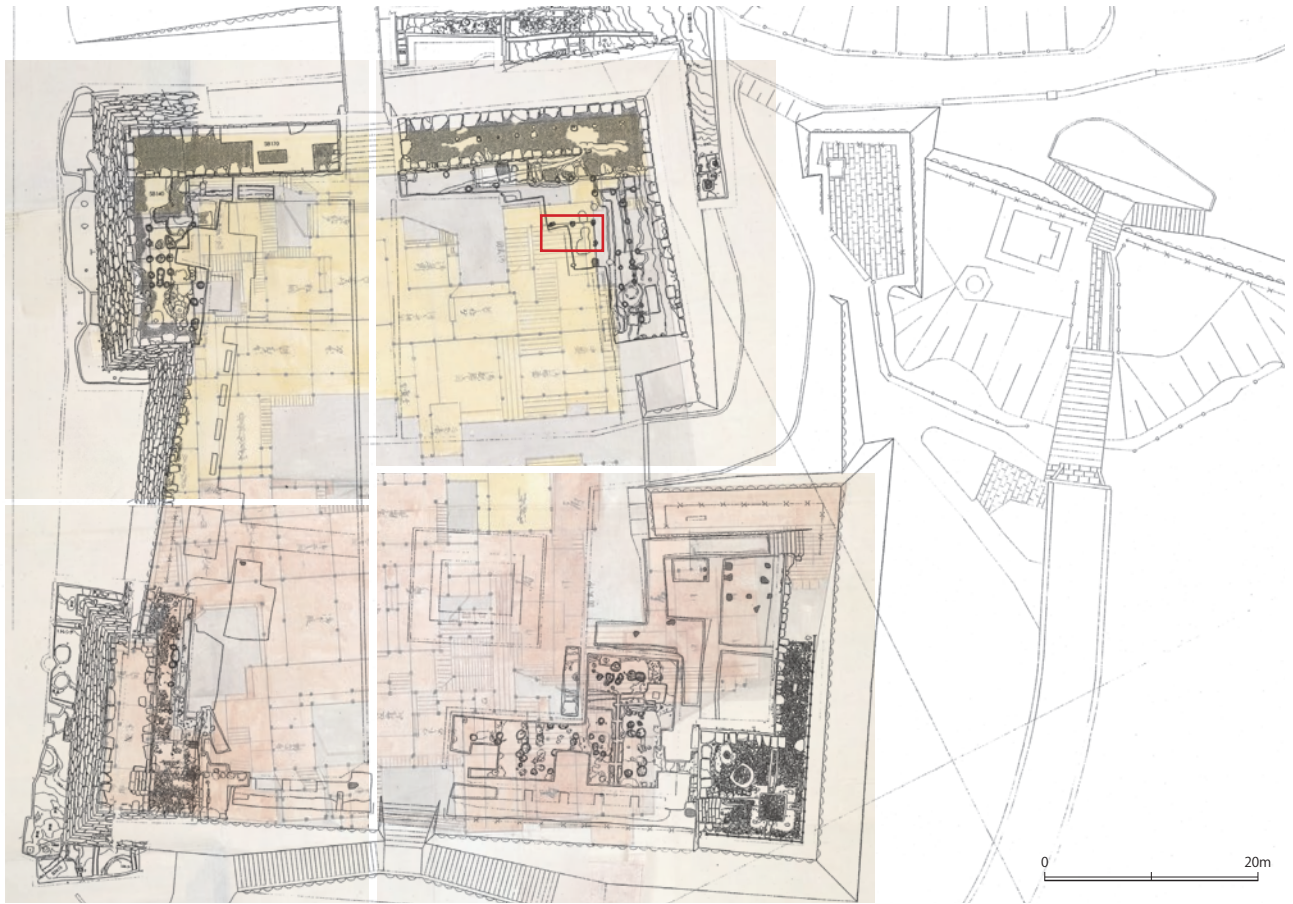


Fig.VIII.2 V期-2の重ね合わせ図（四隅を別々に絵図の角度のみ調整した図。赤線囲み内の礎石に柱が合うように絵図のオルソ画像の大きさを調整している）

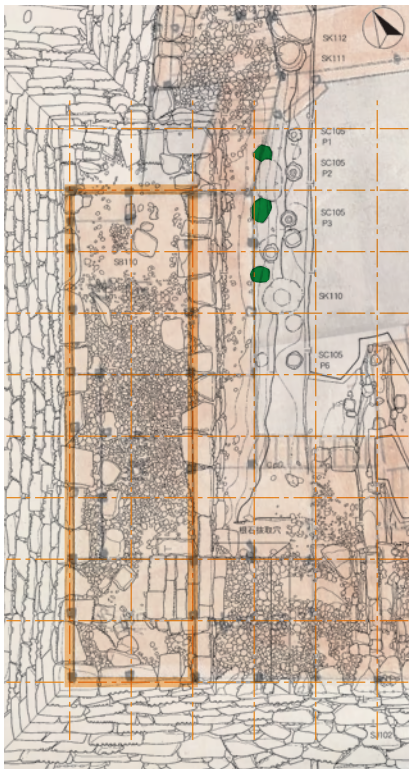


Fig.VIII.3 V期-2の南西部分の重ね合わせ図（柱間6尺）（緑色の礎石は礎石抜取痕）



Fig.VIII.4 V期-2の南西部分の重ね合わせ図（柱間6.3尺）（緑色の礎石は礎石抜取痕）

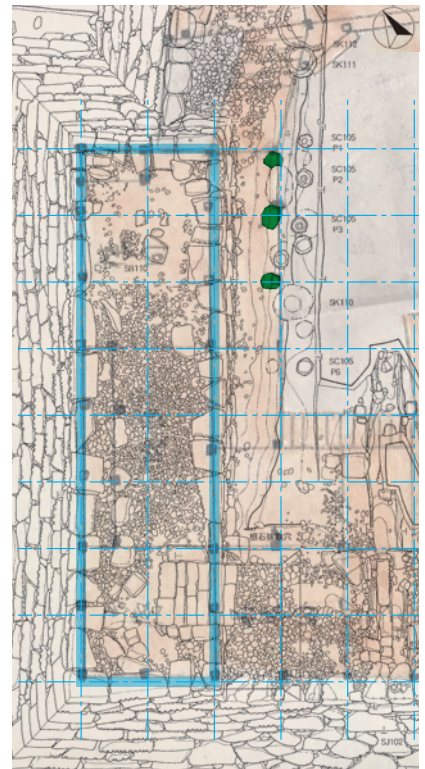


Fig.VIII.5 V期-2の南西部分の重ね合わせ図（柱間6.5尺）（緑色の礎石は礎石抜取痕）

第IX章 総括

本資料は、史跡盛岡城跡本丸二階櫓復元整備に向けた基礎的な検討資料であり、第I章～VII章で、復元検討資料を網羅的に整理し、優先度を示した。また、第VIII章で、復元検討資料の検証及び絵図と遺構の重ね合わせにより、二階櫓の柱間基準寸法及び高さの考察を行った。

今後、復元根拠となる第一義的な新史料の発見が期待される場所であるが、本報告書により現段階での復元検討資料が整理されたと考えて、この二階櫓復元整備事業を推進するためには、次の段階に進むことが必要である。

今後の作業として、まずは、事業関係者内で本報告書に対する合意形成を行い、復元検討資料の絞り込みや不足する点の検証作業とあわせて、復元考察及び復元案図作成を行うことが必要である。復元考察及び復元案図作成は、それぞれの資料がどの程度復元の根拠となり得るかの慎重な評価と判断を行いながら、各章で得られた情報を総合的に分析し、優先度の高い資料を根拠としつつ、根拠が不足する部分は類例を参照するなど、二階櫓の個別具体的な考察を積み重ねていく作業になる。さらに、復元する二階櫓の利活用についても検討し、復元する建物範囲や周辺整備の方針等を検討する必要がある。

また、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（文化庁、令和2年）による「復元」が可能なのか検討する必要がある、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合は、それらを多角的に検証して再現する「復元的整備」を目指すことになる。その選択のタイミングは、復元考察及び復元案図作成を行う前なのか後なのか、関係者内で合意形成を図る必要がある。「復元」または「復元的整備」の選択によって、復元考察の程度や方針等の変更が想定されるため、

復元考察及び復元案図作成を行う前に合意形成を行うことで事業が円滑に進むと考えられる。

復元案図を作成し、関係者内の合意形成後は、現行法令への対応や構造計算を行い、復元案図からそれらを反映させた実施復元案図を作成することになる。また、二階櫓の櫓台石垣の構造安定性や現行法令等への対応も必要となる。現行法等への対応により利活用方針の変更が生じる可能性もある。この実施復元案図が基本設計図に該当し、関係者内での合意形成を経て、実施設計図を作成していくことが望ましい。